

稲城市障害福祉プラン

(案)

令和6年1月

第四次稲城市障害者計画

第7期稲城市障害福祉計画

第3期稲城市障害児福祉計画

稲城市

市長挨撈

【目次】

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の対象 | 3 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 5 関連する法律の整備等 | 5 |
| 第2章 稲城市の障害者（児）の状況 | 8 |
| 1 市の人口推移 | 8 |
| 2 障害者手帳所持者等の状況 | 9 |
| 3 福祉サービスの利用状況 | 13 |
| 4 成果目標の達成状況 | 17 |
| 5 アンケート調査結果からみえる現状 | 25 |
| 6 本市の障害者を取り巻く現状と課題 | 41 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 43 |
| 1 計画の基本理念 | 43 |
| 2 計画の基本方針 | 44 |
| 3 計画の基本目標 | 45 |
| 第4章 施策の展開 | 48 |
| 基本目標1 自分らしく暮らせる地域生活の支援 | 48 |
| 基本目標2 子どもの健やかな育ちに合わせた支援の充実 | 53 |
| 基本目標3 だれもが活躍する地域づくり | 55 |
| 基本目標4 互いを認め合う社会づくり | 57 |
| 基本目標5 福祉のまちづくりの推進 | 59 |
| 第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 | 61 |
| 1 第7期障害福祉計画における数値目標設定について【成果目標】 | 61 |
| 2 障害福祉サービスの見込量 | 67 |
| 3 障害児通所サービスの見込量 | 81 |
| 4 地域生活支援事業の見込量 | 84 |
| 第6章 計画の推進 | 91 |
| 1 計画の推進体制 | 91 |
| 2 計画の進行管理と評価 | 92 |
| 資料編 | 93 |



第 1 章 計画策定にあたって

|| 1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障害者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障害をもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

稲城市（以下「本市」）では、平成30年度に策定された「第三次稲城市保健福祉総合計画」に位置づけられた「第三次稲城市障害者計画」と、令和3年度に策定された「第6期稲城市障害福祉計画・第2期稲城市障害児福祉計画」により、各種の障害福祉施策に取り組んでまいりました。このそれぞれの計画が令和5年度をもって終了することから、「第四次稲城市障害者計画」と「第7期稲城市障害福祉計画・第3期稲城市障害児福祉計画」を一体とした「稲城市障害福祉プラン」を策定し、本市における障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「稲城市障害福祉プラン」(以下「本計画」)は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は本市の障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害福祉施策を円滑に実施するために、障害者(児)福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

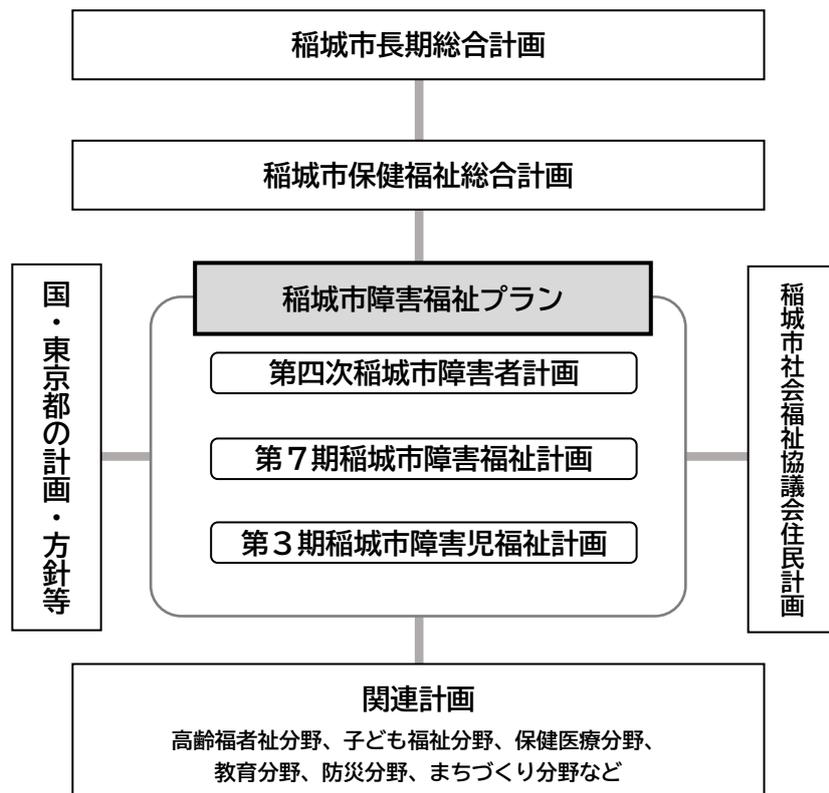
(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

| 項目 | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|---------|---|---|---|
| 根拠法令 | 障害者基本法 (第11条第3項) | 障害者総合支援法 (第88条第1項) | 児童福祉法 (第33条の20) |
| 計画期間 | 中長期 (6年) | 短期 (3年) | 短期 (3年) |
| 基本的な考え方 | 国の障害者基本計画 (第5次計画 令和5年度～令和9年度)の内容と本市の現行計画 (令和3年度～令和5年度)の進捗状況を確認し、見直しを行う。 | 国の基本指針の見直し の内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。 | 障害を有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。 |

(3) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「稲城市長期総合計画」及び上位計画である「第四次稲城市保健福祉総合計画」に基づく障害福祉に係る総合的な計画として位置付けます。本計画では、本市が策定した高齢者福祉分野、子ども福祉分野、保健医療分野及びまちづくり分野等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び都が策定した計画・方針等も踏まえつつ、本市における障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



3 計画の対象

本計画は、障害福祉施策全般についての計画であり、高齢者福祉、子育て、保健医療、教育、防災、まちづくり、就労、文化、スポーツなど、複数の領域に関係しています。また、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画の対象は全市民とします。

4 計画の期間

稲城市障害福祉プランは令和6年度から令和8年度を前期、令和9年度から令和11年度までを後期として、計6年間を計画期間とします。前期期間が終了する令和8年度は見直し期間とし、「第7期稲城市障害福祉計画」及び「第3期稲城市障害児福祉計画」における後期のサービス量等の見込みを検討し、後期期間である令和9年度から令和11年度までの3年間は、それぞれ「第8期稲城市障害福祉計画」及び「第4期稲城市障害児福祉計画」として位置づけます。

| 年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|------------------|-------|-------|------------------|--------|--------|
| 稲城市障害福祉プラン | 前期 稲城市障害福祉プラン | | | 後期 稲城市障害福祉プラン | | |
| 稲城市障害者計画 | 第四次計画 | | | | | |
| 稲城市障害福祉計画 | 第7期計画 | | | 第8期計画 | | |
| 稲城市障害児福祉計画 | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | |

5 関連する法律の整備等

わが国の障害者関連法制度は、平成5年の障害者基本法施行を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、平成18年の障害者自立支援法により、福祉サービスが飛躍的に普及しました。さらに、障害者権利条約を批准し、合理的配慮を求める障害者差別解消法をはじめ、要保護児童等への支援に関する法制度整備が進んでいます。

| 時期 | 項目 | 備考 |
|-------------|------------------------------|--|
| 平成5年（1993） | 障害者基本法施行 (心身障害者対策基本法から移行) | 身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向 |
| 平成7年（1995） | 精神衛生法が精神保健福祉法に移行 | 精神障害者を障害者と位置づけ、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に |
| 平成12年（2000） | 社会福祉事業法が社会福祉法に移行 | 「措置」（行政処分）から「契約」への移行・自立支援を目指す福祉を規定。支援費制度（平成15～17年度）の根拠にも |
| 平成17年（2005） | 発達障害者支援法施行 | 発達障害をはじめて定義し、支援の対象に |
| 平成18年（2006） | 障害者自立支援法施行 | 3障害共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化 |
| 平成18年以降 | 障害福祉サービス事業所の普及拡大 | 全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大 |
| 平成19年（2007） | 障害者権利条約に日本署名 | 以降、「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む |
| 平成24年（2012） | 障害児支援の強化 | 就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編 |
| | 障害者虐待防止法施行 | 市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等 |
| 平成25年（2013） | 障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行 | 制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調 |
| | 障害者優先調達推進法施行 | 障害者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る |
| 平成26年（2014） | 障害者権利条約を日本が批准 | 障害者差別解消法等の関連法を整備 |
| 平成28年（2016） | 障害者差別解消法施行 | 「合理的配慮」の不提供の禁止が法定（公共機関は義務、民間は努力義務） |
| | 改正障害者雇用促進法施行 | 障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定 |

| 時期 | 項目 | 備考 |
|-------------|--------------------------------|--|
| 平成28年（2016） | 成年後見制度利用促進法施行 | 成年後見制度の利用促進を図る |
| | 改正障害者総合支援法・改正児童福祉法施行 | 障害児福祉計画策定など障害児支援の一層の強化を目指す |
| | 改正発達障害者支援法施行 | 発達障害者への一層の支援強化を目指す |
| 平成30年（2018） | 改正障害者総合支援法施行 | 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進 |
| | 改正児童福祉法施行 | 障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充 |
| | 改正社会福祉法施行 | 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化 |
| | 改正障害者雇用促進法施行 | 法定雇用率の算定基礎の見直し |
| 令和元年（2019） | 改正社会福祉法施行 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る |
| 令和3年（2021） | 改正社会福祉法施行 | 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 |
| | 医療的ケア児支援法施行 | 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 |
| 令和4年（2022） | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行 | 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進 |
| 令和6年（2024） | 改正障害者総合支援法施行 | 共同生活援助（グループホーム）の支援内容を、法律上明確化 基幹相談支援センター及び生活支援拠点等の整備を努力義務化 |
| | 改正障害者雇用促進法施行 | 「就労選択支援」を創設 |
| | 改正難病法施行 | 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 |
| | 改正精神保健福祉法施行 | 「入院者訪問支援事業」を創設 |
| | 改正障害者差別解消法施行 | 民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務が新設 |
| | 改正児童福祉法施行 | 要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化 |

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され（令和6年施行）、障害のある人や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して地域で自立して暮らし続けることができる地域共生社会の実現のために、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を行うこととされました。

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的指針

法改正に伴い、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について、次のポイントが見直されました。

(1) 指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応



第2章

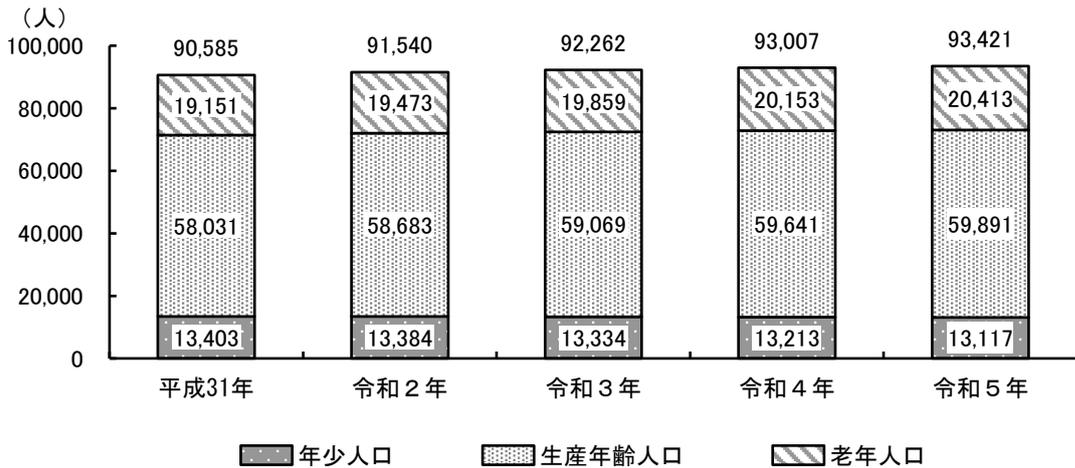
稲城市の障害者（児）の状況

1 市の人口推移

本市の人口の推移をみると、本市の人口は都市基盤事業等の進展により人口が増加し続けており、令和5年には93,421人となっています。年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15-64歳）と老年人口（65歳以上）は増加傾向にありますが、年少人口（14歳以下）は減少傾向にあります。

現在、本市は市民の平均年齢が多摩地域の中で最も低く（44.6歳）、総人口に占める年少人口の割合が東京都内（島嶼を除く）で最も高くなっています（14%）。

本市の人口の推移



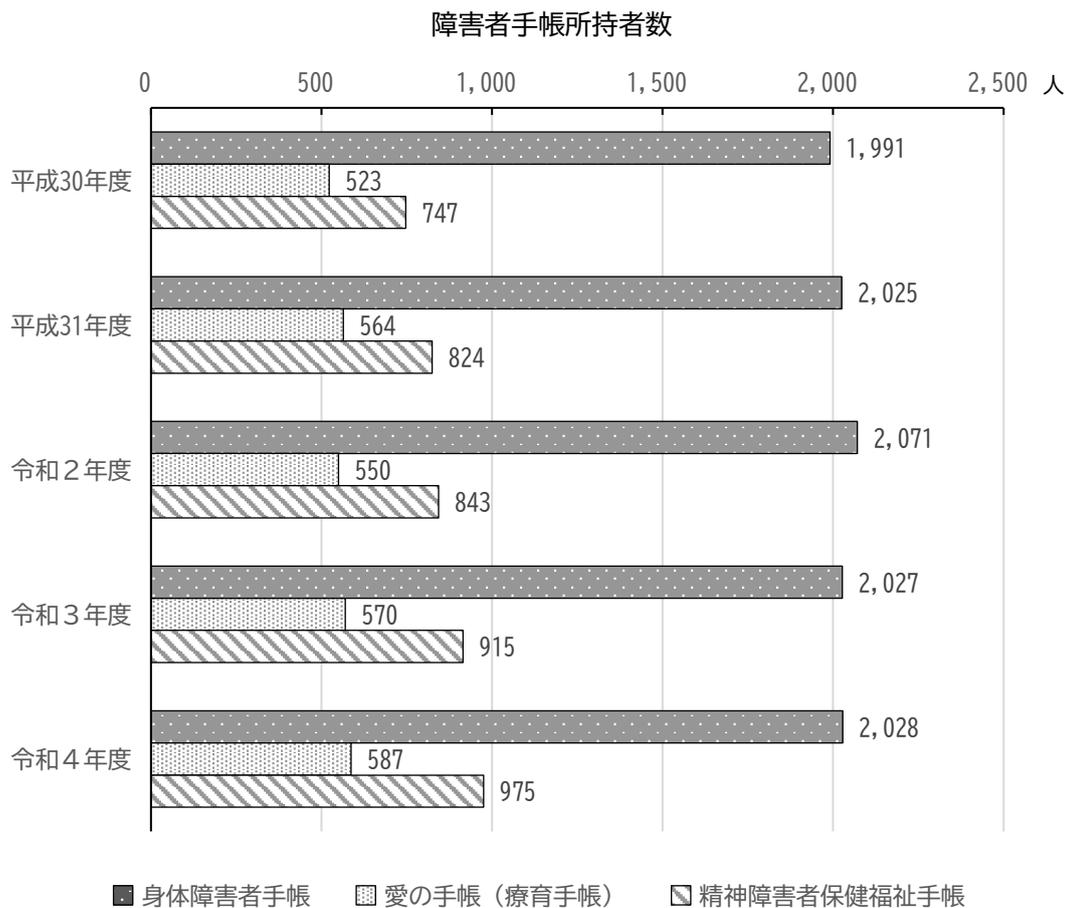
（各年1月1日現在）

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 本市の障害者手帳所持者数

本市の手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度では3,590人となっており、平成30年度から329人増加しています。

特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数が大幅に増加しており、令和4年度では975人となっており、平成30年度から228人増加しています。



(各年度3月31日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

①等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級」が最も多く全体の約4割を占めています。年齢別では、18歳未満は「1級」が最も多く、次いで「2級」が多くなっています。18歳以上では「1級」が最も多く、次いで「4級」が多くなっています。総数は増減を繰り返しながら微増で推移しています。

(単位：人)

| 区分 | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 総数 |
|------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 平成 30年度 | 18歳未満 | 25 | 15 | 7 | 10 | 5 | 3 | 65 |
| | 18歳以上 | 705 | 267 | 287 | 474 | 91 | 102 | 1,926 |
| | 計 | 730 | 282 | 294 | 484 | 96 | 105 | 1,991 |
| 平成 31年度 | 18歳未満 | 25 | 21 | 5 | 10 | 4 | 4 | 69 |
| | 18歳以上 | 713 | 272 | 288 | 486 | 91 | 106 | 1,956 |
| | 計 | 738 | 293 | 293 | 496 | 95 | 110 | 2,025 |
| 令和 2年度 | 18歳未満 | 25 | 20 | 5 | 9 | 5 | 4 | 68 |
| | 18歳以上 | 731 | 277 | 282 | 507 | 95 | 111 | 2,003 |
| | 計 | 756 | 297 | 287 | 516 | 100 | 115 | 2,071 |
| 令和 3年度 | 18歳未満 | 24 | 20 | 7 | 9 | 3 | 2 | 65 |
| | 18歳以上 | 702 | 289 | 282 | 496 | 96 | 97 | 1,962 |
| | 計 | 726 | 309 | 289 | 505 | 99 | 99 | 2,027 |
| 令和 4年度 | 18歳未満 | 26 | 17 | 7 | 8 | 4 | 1 | 63 |
| | 18歳以上 | 687 | 294 | 274 | 516 | 93 | 101 | 1,965 |
| | 計 | 713 | 311 | 281 | 524 | 97 | 102 | 2,028 |

②障害別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

障害別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が最も多く半数を占めていますが、「視覚障害」と「聴覚平衡機能障害」、「内部障害」が増加傾向にあります。

(単位：人)

| 年度 | 視覚障害 | 聴覚平衡 機能障害 | 音声言語 機能障害 | 肢体不自 由 | 内部障害 | 総数 |
|--------|------|--------------|--------------|-----------|------|-------|
| 平成30年度 | 137 | 238 | 65 | 1,315 | 729 | 2,484 |
| 平成31年度 | 144 | 255 | 66 | 1,289 | 753 | 2,507 |
| 令和2年度 | 157 | 263 | 69 | 1,294 | 783 | 2,566 |
| 令和3年度 | 151 | 273 | 61 | 1,269 | 774 | 2,528 |
| 令和4年度 | 167 | 273 | 60 | 1,251 | 791 | 2,542 |

(3) 愛の手帳（療育手帳）持者数の状況

等級別愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移（各年度3月31日現在）

等級別愛の手帳（療育手帳）所持者数は、「4度」が最も多く全体の約6割を占めていますが、「3度」と「4度」の人数が増加傾向にあります。年齢別では、18歳未満と18歳以上ともに「4度」が最も多くなっています。総数は増加で推移しています。

（単位：人）

| 区分 | | 1度 | 2度 | 3度 | 4度 | 総数 |
|------------|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 平成 30年度 | 18歳未満 | 0 | 19 | 24 | 97 | 140 |
| | 18歳以上 | 21 | 85 | 74 | 203 | 383 |
| | 計 | 21 | 104 | 98 | 300 | 523 |
| 平成 31年度 | 18歳未満 | 0 | 22 | 25 | 110 | 157 |
| | 18歳以上 | 20 | 86 | 76 | 225 | 407 |
| | 計 | 20 | 108 | 101 | 335 | 564 |
| 令和 2年度 | 18歳未満 | 0 | 22 | 21 | 97 | 140 |
| | 18歳以上 | 19 | 85 | 79 | 227 | 410 |
| | 計 | 19 | 107 | 100 | 324 | 550 |
| 令和 3年度 | 18歳未満 | 0 | 24 | 31 | 87 | 142 |
| | 18歳以上 | 18 | 88 | 83 | 239 | 428 |
| | 計 | 18 | 112 | 114 | 326 | 570 |
| 令和 4年度 | 18歳未満 | 0 | 28 | 35 | 90 | 153 |
| | 18歳以上 | 22 | 82 | 83 | 247 | 434 |
| | 計 | 22 | 110 | 118 | 337 | 587 |

(4) 精神障害者手帳持者数の状況

等級別精神障害者手帳持者数の推移（各年度3月31日現在）

等級別精神障害者手帳持者数は、「2級」と「3級」が多くなっていますが、全ての等級の人数が増加傾向にあります。年齢別では、18歳未満は「3級」が最も多く、「1級」は少なく令和4年度は0人でした。18歳以上は令和3年度までは「2級」が最も多かったですが、令和4年度は「3級」が最も多くなりました。

（単位：人）

| 区分 | | 1級 | 2級 | 3級 | 総数 |
|--------|-------|----|-----|-----|-----|
| 平成30年度 | 18歳未満 | 2 | 5 | 11 | 18 |
| | 18歳以上 | 34 | 378 | 317 | 729 |
| | 計 | 36 | 383 | 328 | 747 |
| 平成31年度 | 18歳未満 | 1 | 6 | 13 | 20 |
| | 18歳以上 | 40 | 402 | 362 | 804 |
| | 計 | 41 | 408 | 375 | 824 |
| 令和2年度 | 18歳未満 | 2 | 3 | 11 | 16 |
| | 18歳以上 | 43 | 397 | 387 | 827 |
| | 計 | 45 | 400 | 398 | 843 |
| 令和3年度 | 18歳未満 | 1 | 6 | 19 | 26 |
| | 18歳以上 | 47 | 427 | 415 | 889 |
| | 計 | 48 | 433 | 434 | 915 |
| 令和4年度 | 18歳未満 | 0 | 9 | 26 | 35 |
| | 18歳以上 | 53 | 440 | 447 | 940 |
| | 計 | 53 | 449 | 473 | 975 |

3 福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス等の実績

| | | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 (見込) | 増減傾向 |
|-----------|-----------------------------|------------------|-------|-------|-------|-------------|------|
| 訪問系サービス | 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 | 合計時間数 (時間分/月) | 2,378 | 2,518 | 2,804 | 2,425 | ↗ |
| | | 利用人数(人) | 97 | 92 | 91 | 92 | ↘ |
| | 同行援護 | 合計時間数 (時間分/月) | 62 | 80 | 81 | 97 | ↗ |
| | | 利用人数(人) | 12 | 10 | 12 | 12 | → |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 合計日数 (人日分/月) | 1,585 | 1,578 | 1,645 | 1,664 | ↗ |
| | | 利用人数(人) | 92 | 90 | 88 | 89 | → |
| | 自立訓練 (機能訓練) | 合計日数 (人日分/月) | 0 | 22 | 0 | 22 | → |
| | | 利用人数(人) | 0 | 2 | 0 | 2 | → |
| | 自立訓練 (生活訓練) | 合計日数 (人日分/月) | 43 | 33 | 47 | 30 | → |
| | | 利用人数(人) | 5 | 4 | 4 | 2 | ↘ |
| | 宿泊型自立訓練 | 合計日数 (人日分/月) | 16 | 9 | 0 | 30 | → |
| | | 利用人数(人) | 2 | 1 | 0 | 2 | → |
| | 就労移行支援 | 合計日数 (人日分/月) | 222 | 247 | 313 | 292 | → |
| | | 利用人数(人) | 29 | 28 | 35 | 35 | ↗ |
| | 就労継続支援 (A型) | 合計日数 (人日分/月) | 389 | 316 | 304 | 389 | → |
| | | 利用人数(人) | 21 | 20 | 17 | 21 | → |
| | 就労継続支援 (B型) | 合計日数 (人日分/月) | 3,442 | 3,821 | 3,442 | 3,981 | ↗ |
| | | 利用人数(人) | 303 | 300 | 303 | 325 | ↗ |
| | 就労定着支援 | 利用人数(人) | 13 | 12 | 12 | 13 | → |
| | 療養介護 | 利用人数(人) | 9 | 10 | 11 | 11 | → |
| | 短期入所(福祉型) | 合計日数 (人日分/月) | 55 | 94 | 90 | 117 | ↗ |
| | | 利用人数(人) | 25 | 27 | 32 | 42 | ↗ |
| | 短期入所(医療型) | 合計日数 (人日分/月) | 5 | 23 | 19 | 34 | ↗ |
| | | 利用人数(人) | 10 | 11 | 10 | 16 | ↗ |

| | | 単位 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 (見込) | 増減傾向 |
|-------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|-------------|------|
| サービス 居住系 | 共同生活援助 | 利用人数 (人) | 60 | 57 | 62 | 72 | ↗ |
| | 施設入所支援 | 利用人数 (人) | 42 | 44 | 44 | 44 | → |
| | 自立生活援助 | 利用人数 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 支援 相談 | 計画相談支援 | 合計人数 (人分/月) | 86 | 93 | 96 | 105 | ↗ |
| | 地域移行支援 | 合計人数 (人分/月) | 1 | 0 | 0 | 1 | → |
| | 地域定着支援 | 合計人数 (人分/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 児童 サービス | 児童発達支援 | 合計日数 (人日分/月) | 660 | 701 | 669 | 763 | ↗ |
| | | 利用人数 (人) | 170 | 190 | 204 | 219 | ↗ |
| | 医療型児童発達支援 | 合計日数 (人日分/月) | 12 | 10 | 13 | 20 | ↗ |
| | | 利用人数 (人) | 3 | 3 | 3 | 4 | → |
| | 居宅訪問型児童発達 支援 | 合計日数 (人日分/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | → |
| | | 利用人数 (人) | 0 | 0 | 0 | 1 | → |
| | 放課後等デイサービス | 合計日数 (人日分/月) | 1,360 | 1,836 | 1,809 | 1,996 | ↗ |
| | | 利用人数 (人) | 186 | 212 | 225 | 239 | ↗ |
| | 保育所等訪問支援 | 合計日数 (人日分/月) | 14 | 15 | 10 | 13 | → |
| | | 利用人数 (人) | 31 | 49 | 36 | 49 | → |
| | 障害児相談支援 | 利用人数 (人) | 48 | 56 | 50 | 70 | ↗ |

(2) 地域生活支援事業

| 事業名 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 (見込) |
|---------------------------|----------|----------|----------|-------------|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 |
| (2) 自発的活動支援事業 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 |
| (3) 相談支援事業 | | | | |
| ①障害者相談支援事業・ 基幹相談支援センター | 2 (ヶ所) | 2 (ヶ所) | 3 (ヶ所) | 3 (ヶ所) |
| ②市町村相談支援機能強化事業 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 |
| ③住宅入居等支援事業 | 実施 無 | 実施 無 | 実施 無 | 実施 無 |
| (4) 成年後見制度 | | | | |
| ①利用支援事業 | 0人/月 | 0人/月 | 0人/月 | 0人/月 |
| ②法人後見支援事業 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 |
| (5) 意思疎通支援事業 | | | | |
| ①手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業 | 13回/年 | 8回/年 | 27回/年 | 27回/年 |
| ②手話通訳者設置事業 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 | 実施 有 |
| (6) 日常生活用具給付等事業 | | | | |
| ①介護・訓練支援用具(特殊 寝台等) | 7人/年 | 6人/年 | 5人/年 | 5人/年 |
| ②自立生活支援用具(屋内信 号装置等) | 4人/年 | 6人/年 | 5人/年 | 4人/年 |
| ③在宅療養等支援用具(吸 引・吸入器等) | 5人/年 | 5人/年 | 8人/年 | 8人/年 |
| ④情報・意思疎通支援用具 (ｽﾍﾞｰﾙ材等) | 6人/年 | 4人/年 | 8人/年 | 8人/年 |
| ⑤排泄管理支援用具(ｽﾄﾏ 用具) | 1,639人/年 | 1,523人/年 | 1,723人/年 | 1,766人/年 |
| ⑥居室生活動作補助用具(住 宅改修費) | 1人/年 | 1人/年 | 0人/年 | 1人/年 |

| 事業名 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 (見込) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| (7) 手話奉仕員養成研修事業 | 受講者数 | 受講者数 | 受講者数 | 受講者数 |
| | 3人/年 | 17人/年 | 32人/年 | 32人/年 |
| (8) 移動支援事業 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 |
| | 45人/年 | 76人/年 | 62人/年 | 67人/年 |
| | 延べ 利用時間数 | 延べ 利用時間数 | 延べ 利用時間数 | 延べ 利用時間数 |
| | 3,037時間/年 | 4,189時間/年 | 5,883時間/年 | 6,357時間/年 |
| (9) 地域活動支援センター | 実施 有 1 (ヶ所) | 実施 有 1 (ヶ所) | 実施 有 1 (ヶ所) | 実施 有 1 (ヶ所) |
| | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 |
| | 782人/年 | 624人/年 | 889人/年 | 889人/年 |
| (10) その他事業 | | | | |
| ①日中一時支援事業 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 |
| | 38人/月 | 47人/月 | 47人/月 | 52人/月 |
| ②訪問入浴サービス事業 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 |
| | 4人/月 | 7人/月 | 7人/月 | 8人/月 |
| ③スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業 | 実施 無 | 実施 無 | 実施 無 | 実施 無 |
| ④芸術・文化講座開催等事業 | 実施 無 | 実施 無 | 実施 有 | 実施 有 |
| ⑤自動車教習費助成事業 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 |
| | 0人/年 | 2人/年 | 0人/年 | 2人/年 |
| ⑥自動車改造費助成事業 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 | 実利用者数 |
| | 0人/年 | 0人/年 | 0人/年 | 1人/年 |

4 成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針等】

- ①令和5年度末における施設入所者数について、令和元年度末時点と比べ、6%以上が地域生活へ移行すること。
- ②令和5年度末における施設入所者数について、令和元年度末時点と比べ、1.6%以上削減されること。

【稲城市の考え方】

①については、障害者本人の意向も踏まえつつ、グループホーム等への移行を促進します。地域移行者数の目標値は4人とし、令和元年度末時点と比べた地域移行者の割合(D/A)についての目標値は10.0%としています。②については、真に入所が必要な方の対応は引き続き実施すべきであることから、単純な削減とはせず、入所待機者の希望に添えるよう努力します。

| 5年度までの地域生活移行者数 | |
|----------------------|----|
| 目標値 | 4人 |
| 元年度末の施設入所者数(40人)×10% | |

【計画の進捗状況】

| 区分 | 目標値 | 実績値 | | |
|---------|-----|-----|-----|---------|
| | | 3年度 | 4年度 | 5年度(見込) |
| 地域生活移行者 | 4人 | 0人 | 3人 | 1人 |

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

令和5年度までの地域生活移行者は、4人となっており、目標値を達成しています。今後も、障害者本人の意向も踏まえ、地域での地域生活移行者を増やしていくため、グループホーム等への移行を促進していくことが必要です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針等】

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築すること。

【稲城市の考え方】

| | |
|------------------------------|-----|
| 保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場 | |
| 目標値 | 年3回 |

【計画の進捗状況】

| 区分 | 目標値 | 実績値 | | |
|------------------------------|-----|-----|-----|---------|
| | | 3年度 | 4年度 | 5年度(見込) |
| 保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場 | 年3回 | 4回 | 4回 | 4回 |

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場を毎年3回という目標に対し、退院支援等を議題として毎年4回開催し、目標を達成しました。

今後も、協議の場を通じて、多分野との協働による重層的な支援体制の構築を推進していく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針等】

各市町村又は各圏域に1カ所以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する。

【稲城市の考え方】

| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討 | |
|----------------------|-----|
| 目標値 | 年1回 |

【計画の進捗状況】

| 区分 | 目標値 | 実績値 | | |
|----------------------|-----|-----|-----|---------|
| | | 3年度 | 4年度 | 5年度(見込) |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討 | 年1回 | 1回 | 4回 | 3回 |

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討を毎年1回という目標に対し、令和3年度では1回となっていましたが、令和4年度、5年度では複数回の検証、検討を行いました。また、令和5年度に届出事業者間の連絡会を開催しました。今後も、運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図っていくことが必要です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針等】

令和5年度の一般就労への移行実績を令和元年度の実績の1.27倍以上とする。うち、就労移行を1.30倍、就労A型1.26倍、就労B型1.23倍以上を目指すこととする。また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。さらに、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすること。

【稲城市の考え方】

本市には就労移行支援事業所がありませんが、近隣市に通いながら一般就労を目指す方が増えているため、指針にならない目標数値を設定しました。

| 令和5年度における一般就労移行者数 | |
|-------------------|----|
| 目標値 | 6人 |

| 令和5年度の就労定着支援事業の利用割合 | |
|---------------------|----|
| 目標値 | 7割 |

【計画の進捗状況】

| 区分 | 3年度 | 4年度 | 5年度(見込) | |
|---------------|-----|-----|---------|-----|
| | 実績値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 一般就労移行者数 | 7人 | 2人 | 6人 | 4人 |
| 就労定着支援事業の利用割合 | なし | なし | 7割 | なし |

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

年度によって一般就労への移行者は変動があり、令和4年度実績は2人、令和5年度実績は4人の見込みとなっており、目標値を下回っています。令和4年度から、就労関係事業所の連絡会を年1回開催し、各事業所の取り組み状況や意見交換を行いました。今後も、連絡会等を通じて、一般就労への取り組みや定着支援との連携について充実を図っていくことが重要です。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

【国の基本指針等】

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること。(市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること。(市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)
- ④令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすること。(市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)

【稲城市の考え方】

| 児童発達支援センターの設置 | |
|---------------|-----|
| 目標値 | 1カ所 |

| 保育所等訪問支援の利用体制の構築 | |
|------------------|---|
| 目標値 | 済 |

| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | |
|---|-----|
| 目標値 | 1カ所 |

| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | |
|--------------------------|-----|
| 目標値 | 1カ所 |

| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | |
|------------------------|-----|
| 目標値 | 1カ所 |

【計画の進捗状況】

| 区分 | 3年度 | 4年度 | 5年度(見込) | |
|---|-----|-----|---------|-----|
| | 実績値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 児童発達支援センターの設置 | 0カ所 | 0カ所 | 1カ所 | 0カ所 |
| 保育所等訪問支援の利用体制の構築 | 済 | 済 | 済 | 済 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 0カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 0カ所 | 0カ所 | 1カ所 | 0カ所 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 済 | 済 | 済 | 済 |

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

保育所等訪問支援を市内の事業所で利用できる体制となっています。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が令和4年度に1か所開設しています。今後は、重症心身障害児の放課後等デイサービス、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの研修受講者の推進について、充実を図っていくことが重要です。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針等】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の効果を実施する体制を確保すること。

【稲城市の考え方】

| 総合的・専門的な相談支援 | |
|--------------|-------------------------------|
| 目標値 | 基幹相談支援センター1カ所、障害者相談支援事業所2カ所整備 |

| 地域の相談支援体制の強化 | |
|--------------|--|
| 目標値 | 地域の相談支援事業所に随時専門的な指導、助言を実施し、年間を通じて人材育成・専門的な指導、連携強化の取組みを進める。随時・年4回 |

【計画の進捗状況】

| 区分 | 3年度 | 4年度 | 5年度(見込) | |
|--------------|--------|--------|---------|--------|
| | 実績値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 総合的・専門的な相談支援 | 済 | 済 | 済 | 済 |
| 地域の相談支援体制の強化 | 随時・年4回 | 随時・年4回 | 随時・年4回 | 随時・年4回 |

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

総合的・専門的な相談支援の実施については、市内2カ所の障害者相談支援事業所で行っており、基幹相談支援センターでは、相談支援事業所や事業所に対して、随時専門的な指導、助言、困難事例の対応等を実施しています。

今後は、地域と連携した相談支援体制の構築を図っていくことが必要です。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針等】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。

【稲城市の考え方】

| サービスの質の向上を図るための体制 | |
|-------------------|-----|
| 目標値 | 年3回 |

【計画の進捗状況】

| 区分 | 3年度 | 4年度 | 5年度(見込) | |
|-------------------|-----|-----|---------|-----|
| | 実績値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| サービスの質の向上を図るための体制 | 年4回 | 年4回 | 年3回 | 年4回 |

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

障害福祉サービスの質の向上のため、事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供できるような体制を引き続き構築していくことが必要です。

5 アンケート調査結果からみえる現状

(1) アンケート調査の実施概要

①調査対象

身体障害者手帳所持の方、愛の手帳（療育手帳）所持の方、精神障害者保健福祉手帳所持の方、自立支援医療制度（精神通院）利用の方、障害福祉サービスを受給している方

②調査時期

令和5年2月

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

| 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|-------------------------------|-------|
| 3,983通 | 1,759通 (うち、インターネット回答 334人) | 44.2% |

(2) アンケート調査の主な結果

○回答者の年齢について

「75歳以上」の割合が29.3%と最も高く、次いで「65～74歳」の割合が13.7%、「50代」の割合が13.1%となっています。

回答者数 = 1,759

未就学児童（0～5歳）

学齢児童（6～17歳）

18、19歳

20代

30代

40代

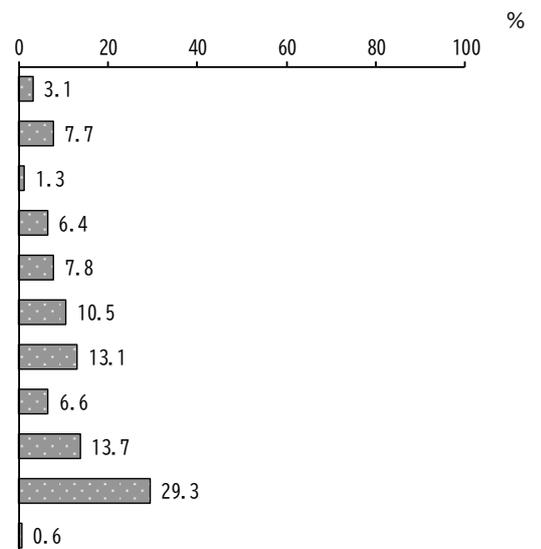
50代

60～64歳

65～74歳

75歳以上

無回答

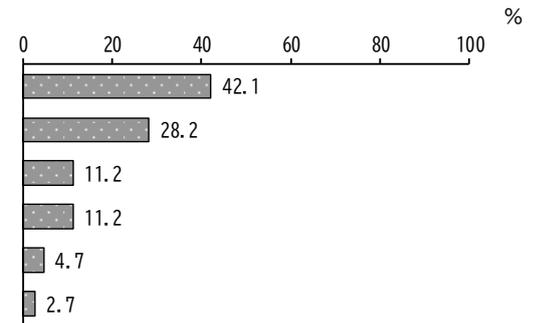


○主に介助・支援してくれる人について

「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が42.1%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が28.2%、「子ども」、「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が11.2%となっています。

回答者数 = 877

父母・祖父母・兄弟姉妹
配偶者
子ども
ホームヘルパーや施設の職員
その他
無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳で「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が、身体障害者手帳で「配偶者」「子ども」の割合が高くなっています。

単位：%

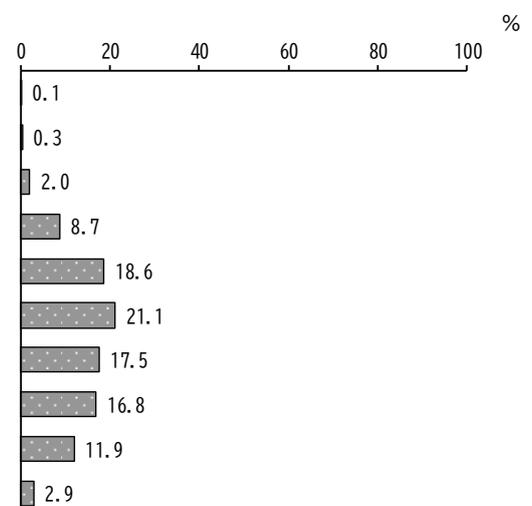
| 区分 | 回答者数(件) | 父母・祖父母・兄弟姉妹 | 配偶者 | 子ども | ホームヘルパーや施設の職員 | その他 | 無回答 |
|---------|---------|-------------|------|------|---------------|-----|-----|
| 全体 | 877 | 42.1 | 28.2 | 11.2 | 11.2 | 4.7 | 2.7 |
| 身体障害者手帳 | 439 | 21.0 | 41.9 | 16.9 | 12.8 | 4.8 | 2.7 |
| 療育手帳 | 196 | 79.6 | 5.1 | 0.5 | 11.7 | 1.0 | 2.0 |
| 精神障害者手帳 | 198 | 42.9 | 27.3 | 8.6 | 11.6 | 7.1 | 2.5 |

○主に介助・支援してくれる家族の年齢について

「50代」の割合が21.1%と最も高く、次いで「40代」の割合が18.6%、「60代」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 714

10歳未満
10代
20代
30代
40代
50代
60代
70代
80歳以上
無回答

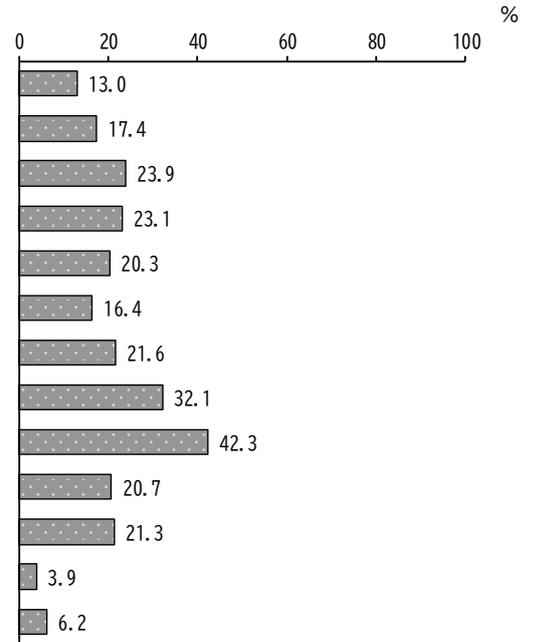


○介助・支援する際の困りごとについて

「自分が高齢等により支援できなくなる不安がある」の割合が42.3%と最も高く、次いで「精神的な負担が大きい」の割合が32.1%、「自分の時間が持てない」の割合が23.9%となっています。

回答者数 = 714

支援の方法がわからない、難しい
 支援に十分な時間がさけない
 自分の時間が持てない
 家族や自分の就労に影響がある
 腰痛など身体的な負担が大きい
 睡眠時間が十分にとれない
 経済的な負担が大きい
 精神的な負担が大きい
 自分が高齢等により支援できなくなる不安がある
 自分の健康状態がよくない
 特にない
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳で「自分が高齢等により支援できなくなる不安がある」の割合が、身体障害者手帳で「腰痛など身体的な負担が大きい」の割合が、精神障害者手帳で「経済的な負担が大きい」の割合が高くなっています。

単位：%

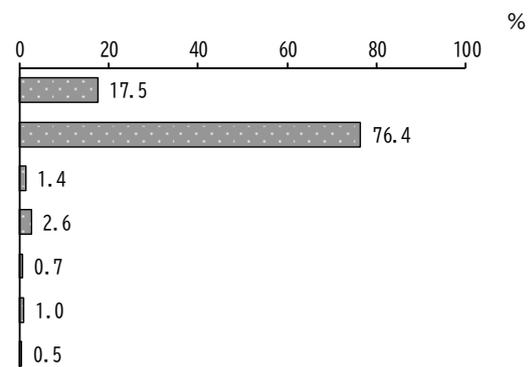
| 区分 | 回答者数(件) | 支援の方法がわからない、難しい | 支援に十分な時間がさけない | 自分の時間が持てない | 家族や自分の就労に影響がある | 腰痛など身体的な負担が大きい | 睡眠時間が十分にとれない | 経済的な負担が大きい | 精神的な負担が大きい | 自分が高齢等により支援できなくなる不安がある | 自分の健康状態がよくない | 特にない | その他 | 無回答 |
|---------|---------|-----------------|---------------|------------|----------------|----------------|--------------|------------|------------|------------------------|--------------|------|-----|-----|
| 全体 | 714 | 13.0 | 17.4 | 23.9 | 23.1 | 20.3 | 16.4 | 21.6 | 32.1 | 42.3 | 20.7 | 21.3 | 3.9 | 6.2 |
| 身体障害者手帳 | 350 | 10.6 | 16.9 | 26.9 | 21.1 | 29.7 | 18.9 | 18.3 | 31.4 | 45.7 | 24.3 | 21.7 | 3.4 | 7.7 |
| 療育手帳 | 167 | 16.2 | 18.0 | 31.1 | 29.9 | 24.6 | 24.0 | 24.0 | 34.7 | 55.7 | 24.0 | 15.6 | 7.2 | 1.2 |
| 精神障害者手帳 | 156 | 16.7 | 21.2 | 20.5 | 23.1 | 12.8 | 18.6 | 30.1 | 40.4 | 41.0 | 25.6 | 19.9 | 3.8 | 7.1 |

○現在の暮らしの状況について

「家族と暮らしている」の割合が76.4%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 1,759

一人で暮らしている
 家族と暮らしている
 グループホームで暮らしている
 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
 病院に入院している
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、精神障害者手帳で「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。

単位：%

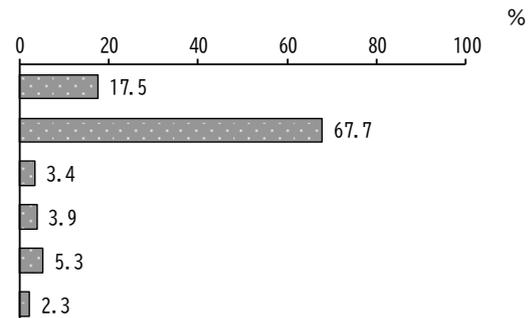
| 区分 | 回答者数（件） | 一人で暮らしている | 家族と暮らしている | グループホームで暮らしている | 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている | 病院に入院している | その他 | 無回答 |
|---------|---------|-----------|-----------|----------------|------------------------------|-----------|-----|-----|
| 全体 | 1759 | 17.5 | 76.4 | 1.4 | 2.6 | 0.7 | 1.0 | 0.5 |
| 身体障害者手帳 | 986 | 18.1 | 75.5 | 1.0 | 2.8 | 1.1 | 1.2 | 0.3 |
| 療育手帳 | 241 | 7.9 | 80.9 | 5.4 | 3.3 | 1.7 | 0.4 | 0.4 |
| 精神障害者手帳 | 350 | 24.9 | 70.6 | 1.4 | 1.1 | 0.6 | 1.1 | 0.3 |

○今後4年以内（令和5年～令和8年）の希望する暮らし方について

「家族と一緒に生活を
したい」の割合が67.7%と
最も高く、次いで「一般の
住宅で一人暮らしをした
い」の割合が17.5%となっ
ています。

回答者数 = 1,759

- 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- 家族と一緒に生活をしたい
- グループホームなどを利用したい
- 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
- その他
- 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、精神障害者手帳で「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が高くなっています。

単位：%

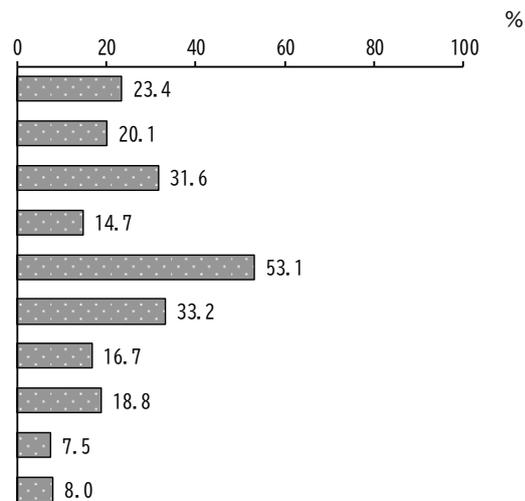
| 区分 | 回答者数 (件) | 一般の住宅で一人暮らしをしたい | 家族と一緒に生活をしたい | グループホームなどを利用したい | 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい | その他 | 無回答 |
|---------|-------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------------------|-----|-----|
| 全 体 | 1759 | 17.5 | 67.7 | 3.4 | 3.9 | 5.3 | 2.3 |
| 身体障害者手帳 | 986 | 16.0 | 68.9 | 2.2 | 5.5 | 5.0 | 2.4 |
| 療育手帳 | 241 | 8.7 | 66.4 | 13.7 | 5.4 | 3.3 | 2.5 |
| 精神障害者手帳 | 350 | 25.4 | 58.3 | 4.0 | 1.7 | 9.7 | 0.9 |

○希望する暮らしを送るために必要な支援について

「経済的な負担の軽減」 回答者数 = 1,759

の割合が53.1%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」の割合が33.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が31.6%となっています。

在宅で医療的ケアなどが適切に得られること
 障害者に適した住宅の確保
 必要な在宅サービスが適切に利用できること
 生活訓練等の充実
 経済的な負担の軽減
 相談対応等の充実
 地域住民等の理解
 コミュニケーションについての支援
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳で「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」「相談対応等の充実」「障害者に適した住宅の確保」の割合が高くなっています。

単位：%

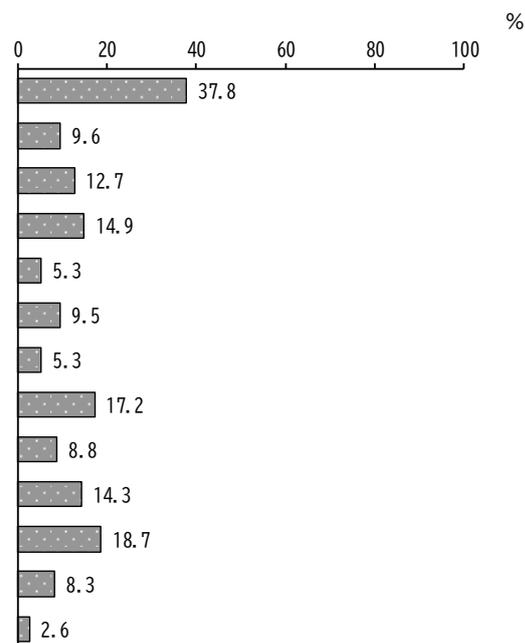
| 区分 | 回答者数 (件) | 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること | 障害者に適した住宅の確保 | 必要な在宅サービスが適切に利用できること | 生活訓練等の充実 | 経済的な負担の軽減 | 相談対応等の充実 | 地域住民等の理解 | コミュニケーションについての支援 | その他 | 無回答 |
|---------|----------|----------------------|--------------|----------------------|----------|-----------|----------|----------|------------------|-----|-----|
| 全体 | 1759 | 23.4 | 20.1 | 31.6 | 14.7 | 53.1 | 33.2 | 16.7 | 18.8 | 7.5 | 8.0 |
| 身体障害者手帳 | 986 | 32.3 | 21.8 | 39.9 | 13.4 | 46.9 | 25.8 | 12.6 | 12.2 | 7.6 | 9.1 |
| 療育手帳 | 241 | 12.9 | 37.3 | 35.7 | 27.8 | 53.9 | 53.1 | 39.8 | 41.9 | 7.9 | 5.8 |
| 精神障害者手帳 | 350 | 14.0 | 18.9 | 21.4 | 15.7 | 68.3 | 40.9 | 17.1 | 24.3 | 7.7 | 4.9 |

○外出するときに困ることについて

「特に困ることはない」の割合が37.8%と最も高く、次いで「困ったときどうすればいいのかが心配」の割合が18.7%、「外出にお金がかかる」の割合が17.2%となっています。

回答者数 = 1,682

- 特に困ることはない
- 公共交通機関が少ない（ない）
- 列車やバスの乗り降りが困難
- 通りや駅に階段や段差が多い
- 切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい
- 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）
- 介助者・支援者が確保できない
- 外出にお金がかかる
- 周囲の目が気になる
- 発作などの突然の身体の変化が心配
- 困ったときどうすればいいのかが心配
- その他
- 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳で「困ったときどうすればいいのかが心配」の割合が、精神障害者手帳で「外出にお金がかかる」「発作などの突然の身体の変化が心配」の割合が高くなっています。

単位：%

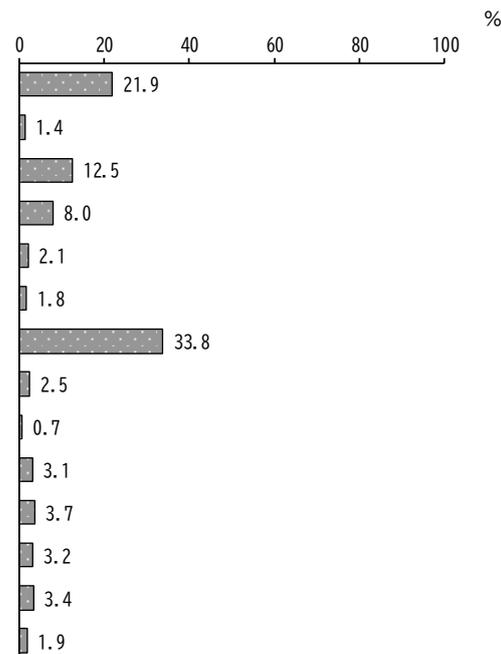
| 区分 | 回答者数（件） | 特に困ることはない | 公共交通機関が少ない（ない） | 列車やバスの乗り降りが困難 | 通りや駅に階段や段差が多い | 切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい | 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど） | 介助者・支援者が確保できない | 外出にお金がかかる | 周囲の目が気になる | 発作などの突然の身体の変化が心配 | 困ったときどうすればいいのかが心配 | その他 | 無回答 |
|---------|---------|-----------|----------------|---------------|---------------|----------------------|-------------------------------|----------------|-----------|-----------|------------------|-------------------|------|-----|
| 全体 | 1682 | 37.8 | 9.6 | 12.7 | 14.9 | 5.3 | 9.5 | 5.3 | 17.2 | 8.8 | 14.3 | 18.7 | 8.3 | 2.6 |
| 身体障害者手帳 | 934 | 35.7 | 11.1 | 18.4 | 21.6 | 3.7 | 13.2 | 5.9 | 15.2 | 4.2 | 15.0 | 14.6 | 9.6 | 2.8 |
| 療育手帳 | 236 | 23.7 | 8.1 | 15.3 | 10.6 | 14.4 | 11.9 | 15.3 | 11.9 | 15.7 | 14.4 | 38.6 | 10.2 | 3.8 |
| 精神障害者手帳 | 333 | 30.0 | 9.0 | 6.0 | 7.8 | 5.1 | 6.0 | 3.6 | 28.5 | 19.2 | 21.6 | 24.6 | 8.4 | 2.1 |

○平日の日中の主な過ごしたかについて

「自宅で過ごしている」の割合が33.8%と最も高く、次いで「会社勤めまたは自営業などの、収入を得る仕事をしている」の割合が21.9%、「専業主婦(主夫)をしている」の割合が12.5%となっています。

回答者数 = 1,759

会社勤めまたは自営業などの、収入を得る仕事をしている
 稲城市の地域活動支援センターやボランティアなどで活動をしている
 専業主婦(主夫)をしている
 福祉施設、通所事業所等に通っている(就労継続A型も含む)
 病院等のデイケアに通っている
 リハビリテーションを受けている
 自宅で過ごしている
 入所している施設や病院等で過ごしている
 大学、専門学校、職業訓練校に通っている
 特別支援学校(小中高等部)に通っている
 一般の高校、小中学校に通っている
 幼稚園、保育所、障害児通園施設に通っている
 その他
 無回答

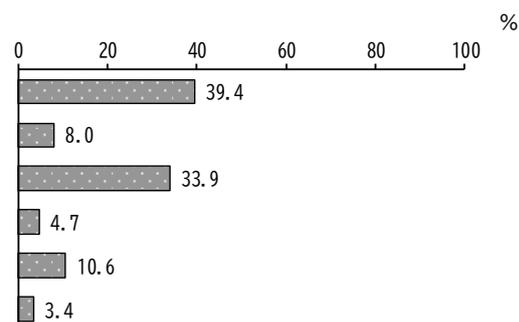


○現在の勤務形態について

「正社員で他の社員と勤務条件等に違いは無い」の割合が39.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員」の割合が33.9%となっています。

回答者数 = 386

正社員で他の社員と勤務条件等に違いは無い
 正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある
 パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員
 自営業(農業等)
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳、精神障害者手帳で「パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員」の割合が高くなっています。

単位：%

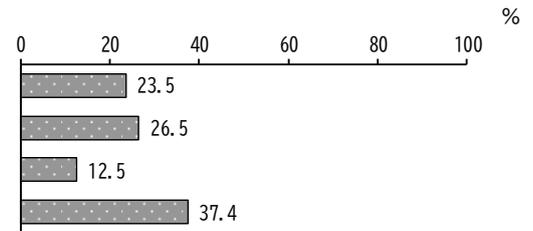
| 区分 | 回答者数(件) | 正社員で他の社員と勤務条件等に違いは無い | 正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある | パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員 | 自営業(農業等) | その他 | 無回答 |
|---------|---------|----------------------|----------------------|------------------------|----------|------|-----|
| 全体 | 386 | 39.4 | 8.0 | 33.9 | 4.7 | 10.6 | 3.4 |
| 身体障害者手帳 | 191 | 43.5 | 6.3 | 30.9 | 7.9 | 9.9 | 1.6 |
| 療育手帳 | 51 | 17.6 | 21.6 | 41.2 | 3.9 | 9.8 | 5.9 |
| 精神障害者手帳 | 86 | 22.1 | 11.6 | 40.7 | 2.3 | 18.6 | 4.7 |

○今後、収入を得る仕事をしたいかについて

「仕事をしたいが、できない」の割合が26.5%と最も高く、次いで「仕事をしたい」の割合が23.5%、「仕事をしたくない」の割合が12.5%となっています。

回答者数 = 671

仕事をしたい
仕事をしたいが、できない
仕事をしたくない
無回答

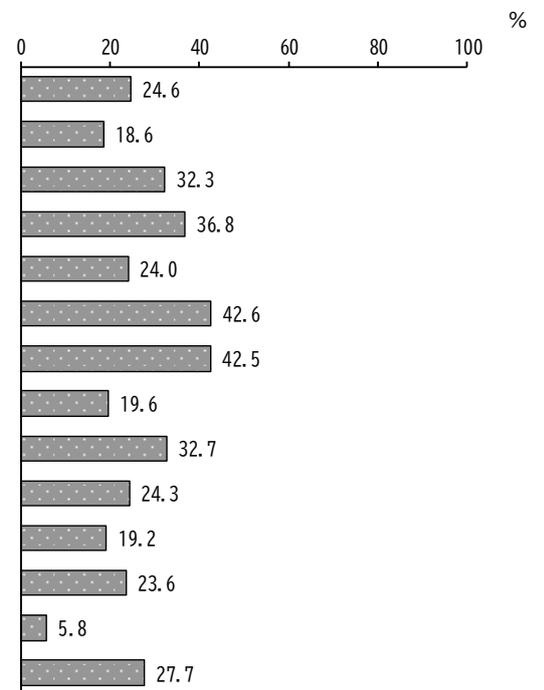


○障害者の就労支援として必要なことについて

「職場の障害者理解」の割合が42.6%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が42.5%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が36.8%となっています。

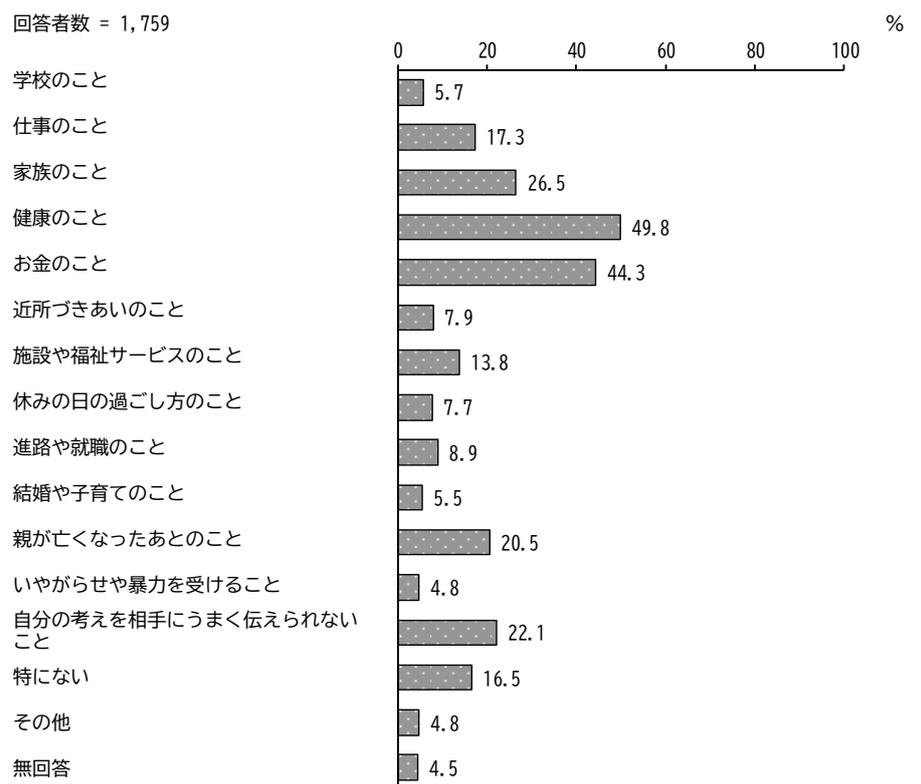
回答者数 = 1,759

通勤手段の確保
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
短時間勤務や勤務日数等の配慮
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること
在宅勤務の拡充
職場の障害者理解
職場の上司や同僚に障害の理解があること
職場で介助や援助等が受けられること
具合が悪くなったときに気軽に通院できること
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
職業ニーズに合った就労訓練
仕事についての職場以外での相談対応、支援
その他
無回答



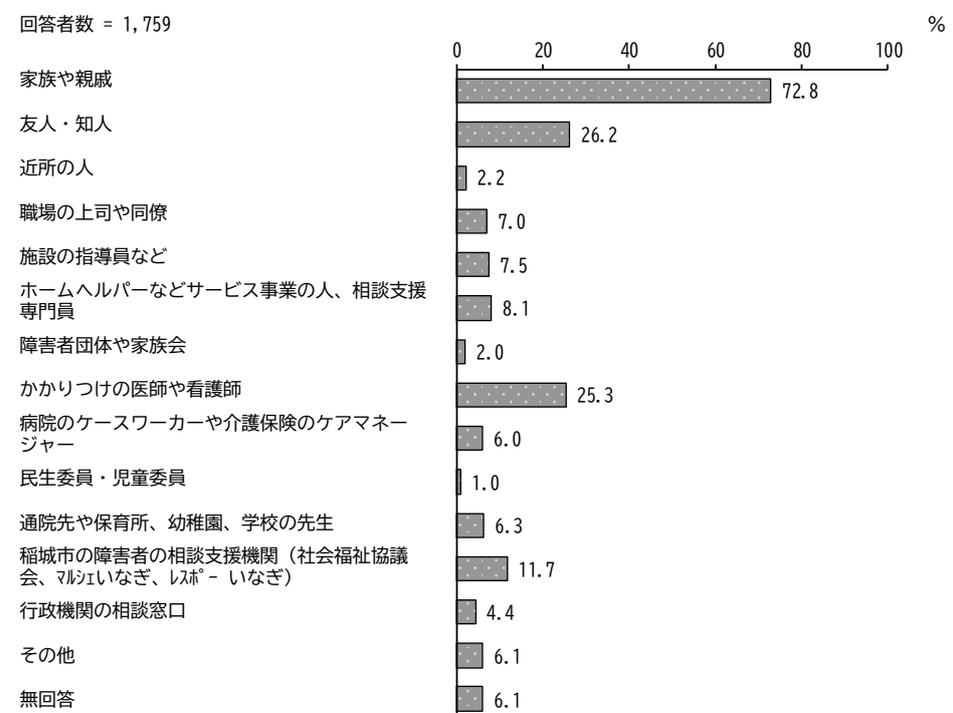
○毎日の生活の困りごとや不安に思うことについて

「健康のこと」の割合が 回答者数 = 1,759
 49.8%と最も高く、次いで
 「お金のこと」の割合が
 44.3%、「家族のこと」の割
 合が26.5%となっていま
 す。



○普段の悩みや困った時の相談相手について

「家族や親戚」の割合が 回答者数 = 1,759
 72.8%と最も高く、次いで
 「友人・知人」の割合が
 26.2%、「かかりつけの医
 師や看護師」の割合が
 25.3%となっています。

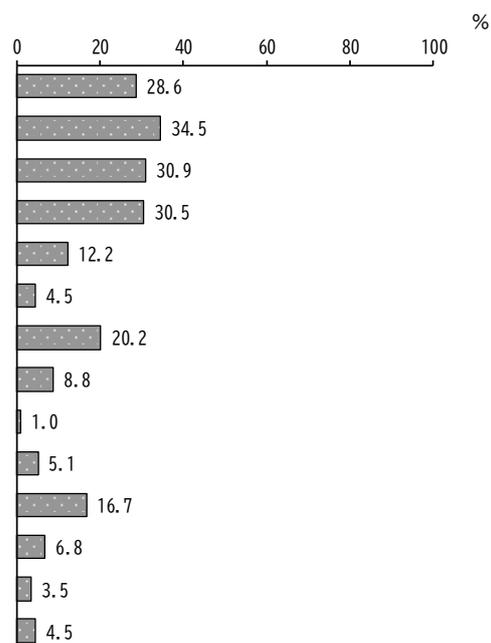


○障害のことや福祉サービスに関する情報の入手方法について

「行政機関の広報誌」の割合が34.5%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が30.9%、「家族や親戚、友人・知人」の割合が30.5%となっています。

回答者数 = 1,759

| | |
|---|------|
| 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース | 28.6 |
| 行政機関の広報誌 | 34.5 |
| インターネット | 30.9 |
| 家族や親戚、友人・知人 | 30.5 |
| サービス事業者の人や施設職員、相談支援専門員 | 12.2 |
| 障害者団体や家族会（団体の機関誌など） | 4.5 |
| かかりつけの医師や看護師 | 20.2 |
| 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー | 8.8 |
| 民生委員・児童委員 | 1.0 |
| 通院先や保育所、幼稚園、学校の先生 | 5.1 |
| 稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルシェいなぎ、レスポ-いなぎ） | 16.7 |
| 行政機関の相談窓口 | 6.8 |
| その他 | 3.5 |
| 無回答 | 4.5 |



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳で「稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルシェいなぎ、レスポ-いなぎ）」「家族や親戚、友人・知人」「サービス事業者の人や施設職員、相談支援専門員」の割合が高くなっています。

単位：%

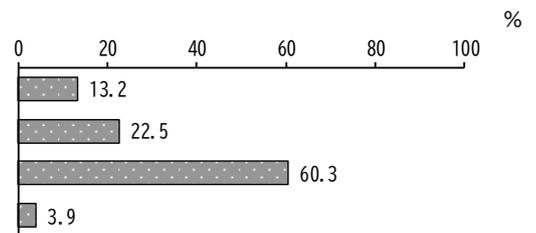
| 区分 | 回答者数 (件) | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース | 行政機関の広報誌 | インターネット | 家族や親戚、友人・知人 | サービス事業者の人や施設職員、相談支援専門員 | 障害者団体や家族会（団体の機関誌など） | かかりつけの医師や看護師 |
|---------|-------------|-------------------------|----------|---------|-------------|------------------------|---------------------|--------------|
| 全体 | 1759 | 28.6 | 34.5 | 30.9 | 30.5 | 12.2 | 4.5 | 20.2 |
| 身体障害者手帳 | 986 | 32.6 | 41.0 | 24.0 | 28.9 | 10.4 | 5.4 | 21.5 |
| 療育手帳 | 241 | 19.1 | 24.1 | 22.4 | 46.1 | 26.6 | 12.0 | 16.6 |
| 精神障害者手帳 | 350 | 21.7 | 27.4 | 40.6 | 26.6 | 11.7 | 3.7 | 20.0 |

| 区分 | 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー | 民生委員・児童委員 | 通院先や保育所、幼稚園、学校の先生 | 稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルシェいなぎ、レスポ-いなぎ） | 行政機関の相談窓口 | その他 | 無回答 |
|---------|--------------------------|-----------|-------------------|---|-----------|-----|-----|
| 全体 | 8.8 | 1.0 | 5.1 | 16.7 | 6.8 | 3.5 | 4.5 |
| 身体障害者手帳 | 11.2 | 1.2 | 2.2 | 12.4 | 6.9 | 3.3 | 5.3 |
| 療育手帳 | 5.4 | 0.4 | 10.0 | 36.1 | 8.3 | 5.0 | 3.3 |
| 精神障害者手帳 | 6.9 | 0.9 | 4.6 | 23.4 | 7.4 | 4.6 | 3.4 |

○障害者差別解消法の認知状況について

「知らない」の割合が 60.3%と最も高く、次いで「よく知らないが、聞いたことはある」の割合が22.5%、「知っている」の割合が13.2%となっています。

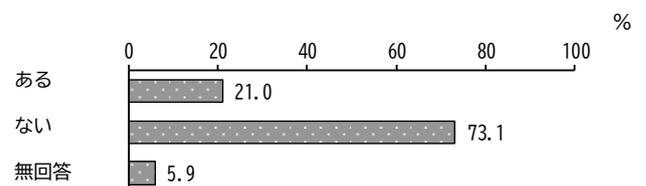
回答者数 = 1,759



○差別をされた（他の人とは違う扱いをされた）と経験の有無について

「ある」の割合が21.0%、「ない」の割合が73.1%となっています。

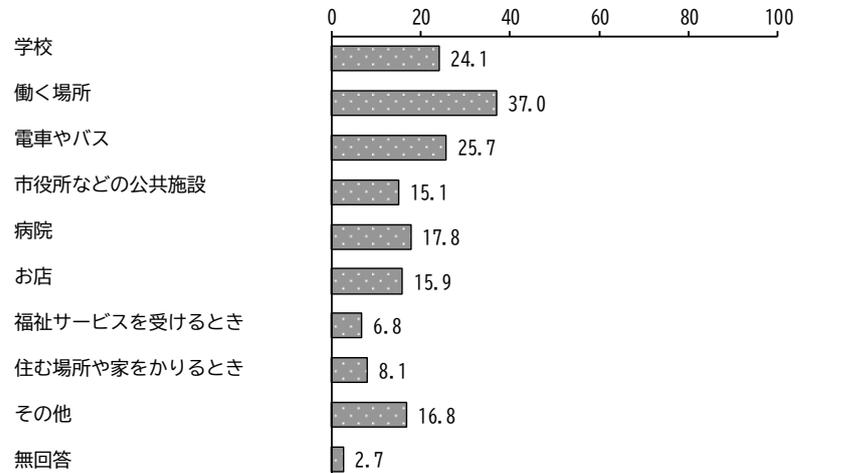
回答者数 = 1,759



○差別をされた（他の人とは違う扱いをされた）を経験した場所や場面について

「働く場所」の割合が37.0%と最も高く、次いで「電車やバス」の割合が25.7%、「学校」の割合が24.1%となっています。

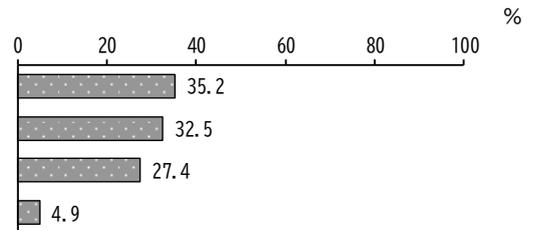
回答者数 = 370



○成年後見制度の認知状況について

「知っている」の割合が 35.2%と最も高く、次いで「よく知らないが、聞いたことはある」の割合が32.5%、「知らない」の割合が27.4%となっています。

回答者数 = 1,759



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳で「知らない」の割合が、身体障害者手帳で「知っている」の割合が高くなっています。

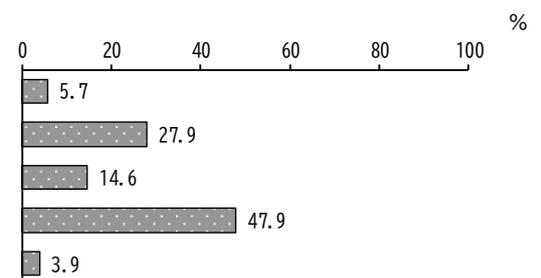
単位：%

| 区分 | 回答者数 (件) | 知っている | よく知らないが、聞いたことはある | 知らない | 無回答 |
|---------|----------|-------|------------------|------|-----|
| 全体 | 1759 | 35.2 | 32.5 | 27.4 | 4.9 |
| 身体障害者手帳 | 986 | 40.8 | 29.8 | 23.2 | 6.2 |
| 療育手帳 | 241 | 28.2 | 30.3 | 36.9 | 4.6 |
| 精神障害者手帳 | 350 | 28.9 | 37.4 | 31.7 | 2.0 |

○『稲城市災害時要援護者市民相互ネットワーク』の仕組みの利用状況について

「わからない」の割合が 47.9%と最も高く、次いで「今後利用(登録)したい」の割合が27.9%、「利用(登録)したくない、利用(登録)の必要はない」の割合が14.6%となっています。

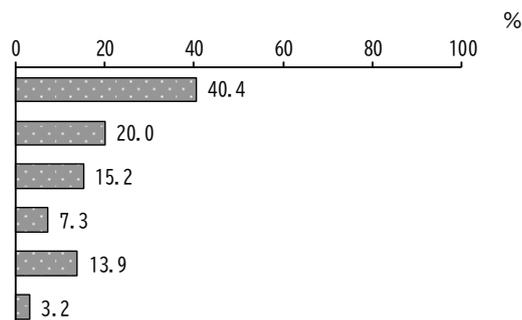
回答者数 = 1,759



○地震や台風などの災害時に一人で避難できるかについて

「一人で避難できる」の割合が40.4%と最も高く、次いで「介助は不要だが、同行者は必要」の割合が20.0%、「介助者が一人いれば避難できる」の割合が15.2%となっています。

回答者数 = 1,759



【手帳種別】

手帳種別にみると、療育手帳で「介助は不要だが、同行者は必要」「介助者が一人いれば避難できる」の割合が、精神障害者手帳で「一人で避難できる」の割合が高くなっています。

単位：%

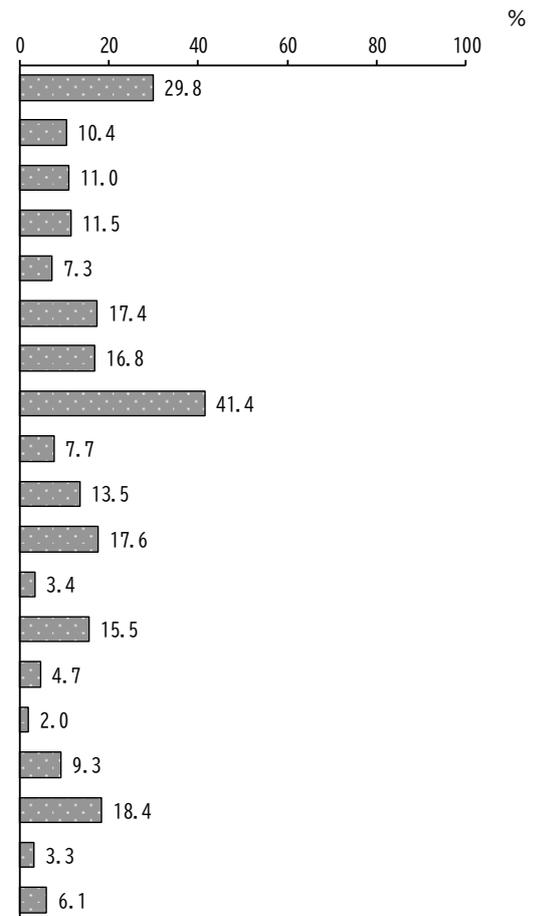
| 区分 | 回答者数(件) | 一人で避難できる | 介助は不要だが、同行者は必要 | 介助者が一人いれば避難できる | 複数の介助者が必要である | わからない | 無回答 |
|---------|---------|----------|----------------|----------------|--------------|-------|-----|
| 全体 | 1759 | 40.4 | 20.0 | 15.2 | 7.3 | 13.9 | 3.2 |
| 身体障害者手帳 | 986 | 38.7 | 17.7 | 18.2 | 10.4 | 11.6 | 3.3 |
| 療育手帳 | 241 | 16.2 | 31.1 | 23.2 | 13.3 | 10.8 | 5.4 |
| 精神障害者手帳 | 350 | 47.1 | 19.4 | 8.6 | 2.9 | 20.0 | 2.0 |

○市が、障害者のために力をいれてほしい取り組みについて

「手当や年金などの経済的な支援」の割合が41.4%と最も高く、次いで「相談支援や情報提供の充実」の割合が29.8%、「病気や障害のある人の家族を支援するための環境づくり」の割合が18.4%となっています。

回答者数 = 1,759

| | |
|--------------------------------|------|
| 相談支援や情報提供の充実 | 29.8 |
| グループホームなどの地域で暮らせる場の整備 | 10.4 |
| 入所施設の整備 | 11.0 |
| 障害者に配慮された住まいの整備 | 11.5 |
| 日中活動の場の整備 | 7.3 |
| 在宅で受けられるサービスの充実 | 17.4 |
| 医療やリハビリの充実 | 16.8 |
| 手当や年金などの経済的な支援 | 41.4 |
| 療育や教育の充実 | 7.7 |
| 働きやすい環境づくり | 13.5 |
| 障害についての理解の促進 | 17.6 |
| 権利擁護や虐待防止の取り組み | 3.4 |
| 災害時の支援体制の整備 | 15.5 |
| 余暇活動や趣味の講座などの充実 | 4.7 |
| ボランティア活動の充実 | 2.0 |
| 交通機関や施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザインの促進 | 9.3 |
| 病気や障害のある人の家族を支援するための環境づくり | 18.4 |
| その他 | 3.3 |
| 無回答 | 6.1 |



6 本市の障害者を取り巻く現状と課題

ここでは、アンケート調査結果や国の動向を踏まえ、基本目標ごとに現状と課題を整理しました。

1 「自分らしく暮らせる地域生活の支援」についての課題

- 個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- 障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。
- 障害の重度化に伴い、地域で生活することが難しくなることが考えられます。重度障害があっても地域で暮らせるよう、身近な地域に受入可能な事業所が必要です。また、障害者の重度化・高齢化を見据え、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。
- 今後も地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。
- ライフステージに合わせて、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要です。
- 障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していくことが必要です。
- 障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。
- 難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めるとともに、難病患者の生活支援のため、必要な障害福祉サービスの利用支援等の充実が必要です。
- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

2 「健やかな育ちに合わせた支援の充実」についての課題

- 早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています
- 関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

3 「だれもが活躍する地域づくり」についての課題

- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、障害への理解の促進に積極的に取り組んでいくことが必要です。
- 職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行うことが必要です。
- 多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要です。
- 障害のある方やその家族の不安や困難をできる限り軽減できるよう、障害者団体等に関する情報提供するとともに、加入を促進することが重要です。
- 障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要です。

4 「互いを認め合う社会づくり」についての課題

- 差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。
- 成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。
- 障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障害者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが重要です。
- 共生社会の実現は、地域住民がお互いに支え合って暮らしていくことができるような地域づくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害のある人が住み慣れた地域で様々な人とともに生き安心して暮らしていくために必要な支援、また、就労や社会参加など障害者本人の意思を尊重した支援に地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。

本計画では、第三次稲城市障害者計画の基本理念であった「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を継承しつつ、稲城らしさを念頭においた計画とするため、『ともに生き、ともにつくる まち “いなぎ”』を基本理念とします。

誰一人取り残さず、すべての人が地域社会でともに生きていくソーシャルインクルージョンの理念をもとに、地域共生社会の実現に努め、障害のある人の生活を支援する様々な施策に取り組み、稲城らしさのあるまちづくりを推進していきます。

【基本理念】

ともに生き、ともにつくる まち “いなぎ”

【参考】第五次稲城市長期総合計画抜粋

障害者（児）福祉の充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等、障害者や障害児の福祉の充実に努めます。

また、障害の重度化、障害者やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人がライフステージに応じたサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、就労等の社会参加の機会や地域との交流の場の充実に努めることで、障害への理解を深め、支え合う地域づくりの推進に努めます。

2030年代の稲城

- ① 障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしています。
- ② 子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援を受けて、健やかに成長しています。
- ③ 障害のある人の就労や社会参加が進み、自分らしく地域で活動し、活躍しています。
- ④ 障害のある人もない人も、互いに理解し合い、支え合う社会となっています。

|| 2 計画の基本方針

「ともに生き、ともにつくる まち “いなぎ”」を目指してさまざまな施策、事業を展開するに当たって、次の基本方針に留意しながら進めていくこととします。

基本方針1 人権の尊重・障害者虐待の防止

市民がそれぞれの心身の状況や立場等を理解しあい、障害の有無にかかわらず、すべての市民の人権が尊重される地域社会づくりに努めます。

基本方針2 サービス利用者本人の意見を尊重した支援

障害のある人の立場に立ち、必要な福祉サービス等が提供されるよう、本人の意思決定を支援し、自己決定を尊重した支援に努めます。

基本方針3 とともに生きるまちづくり

障害のある人が住みなれた地域で、差別されることなく、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に努めます。

行政機関だけでなく、地域住民や関係団体、事業所が一体となった支援を図るとともに、障害のある人もない人もともに過ごせる機会や場の充実を図り、互いを認め合う社会づくりの推進に努めます。

基本方針4 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活するために、関連施策と連携し、障害等の早期発見・早期支援に努めます。

障害のある子どもについて、乳幼児期から成人に至るまで、個々の特性に応じた切れ目のない支援ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携による支援体制の整備に努めます。

基本方針5 他の施策との連携

障害のある人への支援を行う中で、新たな就労機会等の創出、学校教育、保健・医療との連携等、障害者施策と他の施策との連携を図ります。

3 計画の基本目標

基本目標1 自分らしく暮らせる地域生活の支援

障害のある人と障害のない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、一人ひとりの状況やニーズに合わせた地域生活の支援を充実させるとともに、個々の特性に応じた支援を推進します。そのためにも、身近な場所で気軽に相談できる機会や場を確保していくとともに、障害のある人の権利を守る制度・サービスの充実と利用促進に努めます。

また、障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化が進むなか、近隣地域で必要なサービスを受けられるよう支援していくとともに、より一層情報提供の充実と情報アクセシビリティの向上等を図ります。

加えて、発達障害・高次脳機能障害や難病等についても、引き続き相談支援や普及啓発に努め、サービス提供体制の確保に努めます。

【基本施策】

- (1) 相談支援の推進（重層的な支援の推進）
- (2) 障害福祉サービスの推進
- (3) 保健・医療サービスの推進
- (4) 生活安定への支援
- (5) ライフステージに対応した支援の推進
- (6) 重度重複障害者（児）への支援の推進
- (7) 高次脳機能障害者・難病患者への支援の推進
- (8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

基本目標2 子どもの健やかな育ちに合わせた支援の充実

障害や発達に課題のある子どもが保護者とともに地域でのびのびと安心して暮らしていけるよう、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、家庭における子育ての不安や負担の軽減を図る体制づくりに努めます。

また、障害のある子どもに対するサービスの提供体制を計画的かつ確実に構築していくため、子どもに対する施策等と緊密に連携をとりながら、適切なサービスを効果的に提供していきます。

加えて、保育や教育の場で、一人ひとりの発達や障害等の状況に応じた支援が受けられるよう、連携して取組みます。

【基本施策】

- (1) 障害児支援体制の推進
- (2) 障害児保育・教育の推進
- (3) インクルーシブ教育等の推進に向けた体制整備

基本目標3 だれもが活躍する地域づくり

障害のある人がその有する能力を十分に発揮し、社会に幅広く参加できるよう、障害者就労支援センターの地域開拓促進コーディネーターを中心に、ハローワーク、企業、特別支援学校、通所事業所などと引き続き連携を図りながら、一人ひとりの適性やニーズにあった多様な就労の場を確保するとともに、就労に向けた訓練の充実に努めます。

また、障害の有無にかかわらず、だれもが自由に社会に参画することができ、多様な生き方を選択し、より充実した生活となるよう、活動の場や機会の充実、交流を深めることのできる文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の場、生涯を通じた学習の場や機会の提供・支援を図るとともに、当事者団体の自主的な活動を支援していきます。

【基本施策】

- (1) 就労支援の推進
- (2) 本人活動の推進
- (3) 団体活動の支援
- (4) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本目標4 互いを認め合う社会づくり

障害のある人もない人も互いに理解し合い、支え合う社会を実現していくために、障害への理解と合理的配慮の促進に関する取組を進めるとともに、障害のある人に対する差別の解消、虐待防止に努めます。

さらに、障害のある人が安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、より多くの人々が障害のある人とふれあう機会を持ち、障害のある人ない人がともに過ごせる機会や場の充実を図り、互いを認め合う社会づくりの推進に努めます。

【基本施策】

- (1) 差別の解消と障害者理解の促進
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止
- (3) 地域活動の促進

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知を図り、推進に努めます。

また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実を図ります。

【基本施策】

- (1) 災害対策等の推進【移動】
- (2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- (3) 障害福祉を支える人材の育成・確保
- (4) 障害のある人の家庭への支援



施策の展開

基本目標 1 自分らしく暮らせる地域生活の支援

●施策 1 相談支援の推進（重層的な支援の推進）

現在、市内には社会福祉協議会とマルシェいなぎの2か所の相談支援拠点が整備されており、3障害いずれに関する相談にも対応しています。

多様化・複雑化する相談内容に対応し、障害のある人が、不安や悩みを軽減し、自立への意識を高め、必要なサービスを利用できるよう、切れ目無く一貫した支援が実施できる相談支援体制の強化や関係機関のさらなる連携を図ります。

また、障害のある人に関わる障害福祉サービス事業者や医療機関、学校、就労先などと連携し、障害のある人の地域生活を支える相談支援の体制を確立・強化します。

| 主要施策 | 内容 |
|--------------|--|
| 相談支援事業所の推進 | 地域の身近な相談窓口との連携も図りながら、市内2か所の総合相談窓口における相談支援を推進します。また、市では、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化といった基幹相談支援センターの役割を担います。 〔主な事業〕○相談支援事業 ○基幹相談支援センター |
| 訪問相談の推進 | 相談支援事業所、障害福祉サービス事業者等が、精神障害者などの居宅等への訪問による相談・支援を行えるよう支援するとともに、医師等による都事業のアウトリーチ支援事業も活用します。 〔主な事業〕○相談支援事業 |
| 地域のネットワークの推進 | 2か所の総合相談窓口を中核に市役所、保健センター、病院、教育相談室等が、地域自立支援協議会の活用も図りながら連携・連絡を強化し、相談のつながりや情報共有がスムーズに行われるネットワークを推進します。 |
| 計画相談支援の推進 | 福祉サービスの利用を希望する方が、それぞれの状況に応じて切れ目のない支援を受けられるよう、計画相談支援を推進し、サービス等利用計画の作成や見直し（モニタリング）を支援していきます。 〔主な事業〕○計画相談支援 |
| 重層的な支援の推進 | 障害・介護・子ども・生活困窮の4つの分野において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、関連分野が連携して伴走支援を実施します。 〔主な事業〕○重層的支援体制整備事業 |

●施策2 障害福祉サービスの推進

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の質・量の確保に努めるとともに、成果目標を踏まえ、個々の状況に応じたサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障害のある人が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、必要なサービスが必要な時に利用することのできる体制の整備を推進します。

また、サービスの質の向上を図るため、市内における事業所間や行政との協力、連携を強化するため、様々な場における情報の共有や協議の場を設置するなどの体制整備を促進します。

| 主要施策 | 内容 |
|----------------------|--|
| 障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な実行 | 「障害福祉計画」や「障害児福祉計画」に基づき、ニーズ量・見込み量等に応じたサービス提供体制の整備に努めます。また、本人や介助・支援者の高齢化が進んでいることから、高齢者福祉や介護保険サービスとの連携を図ります。 |
| | 〔主な事業〕○福祉施設の入所者の地域生活への移行 ○福祉施設から一般就労への移行 ○重度障害者、重症心身障害者等を対象としたサービスの整備促進 |
| サービスの質の向上 | 市内障害福祉サービス事業者等が提供するサービスの質の向上を促進するため、市内事業者の状況を把握するとともに、第三者評価の普及・活用や職員研修の支援を行い、利用者の期待・希望に沿うサービスが提供されるよう図ります。 |
| | 〔主な事業〕○第三者評価の受審促進 ○職員研修への支援 |
| 地域生活支援拠点等の推進 | 障害のある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、地域自立支援協議会の活用も図りながら、検討・推進していきます。 |

●施策3 保健・医療サービスの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種相談窓口と医療機関の連携強化など、保健・医療・福祉が協力して支援を行うことのできる体制整備に努めます。また、各種医療費助成制度の周知を図ります。

| 主要施策 | 内容 |
|---------------|---|
| 保健・医療・福祉の連携強化 | 保健・医療分野と福祉分野との連携を図り、南多摩保健所、医師会・歯科医師会など関係機関・団体の協力も得ながら、障害のある人に対する支援体制の強化を図ります。 |
| 医療給付などの周知の推進 | 各種の医療費助成制度について周知を図ります。 |
| | 〔主な事業〕○自立支援医療制度 ○難病医療費等助成制度 ○心身障害者（児）医療費助成制度 ○小児慢性疾患医療費等助成制度 ○小児精神障害者入院医療費助成 |

●施策4 生活安定への支援

障害のある人が安定した生活を送ることができるように、障害のある人の不安や悩みを軽減し、自立への意識を高め、必要なサービスを提供するとともに、手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していきます。

また、障害のある人の居住支援を推進するなど、暮らしやすい環境づくりのための支援を実施していきます。

| 主要施策 | 内容 |
|----------|--|
| 手当・助成の推進 | 心身障害者福祉手当などの適正な支給を推進します。 〔主な事業〕○心身障害者福祉手当 ○重度心身障害者手当 ○特別障害者手当 ○障害児福祉手当 |
| 居住支援の推進 | グループホーム等の入居者が支払った家賃の一部を助成することにより、障害のある人の居住支援を推進します。 〔主な事業〕○グループホーム家賃助成 |
| 住宅改造の支援 | 住宅設備改善費給付事業を継続して重度身体障害者（児）の住宅改造を支援し、在宅生活の継続が可能になるよう図ります。 〔主な事業〕○住宅設備改善費給付 |

●施策5 ライフステージに対応した支援の推進

障害のある人が生まれ育った地域で安心して生活し続けられるように、ライフステージの境目でも途切れのない支援を提供していきます。

また、これからの高齢者社会に向け、障害のある人やその家族が、高齢期も含め一生涯を通して必要な支援が受けられる体制を整備します。

また、障害のある人本人への支援に加え、本人のライフステージに対応した家族への支援の実現を図ります。

| 主要施策 | 内容 |
|------------------------|--|
| 生まれ育った地域での生活を支援する体制の整備 | 支援者の連携等により支援情報などのスムーズな引き継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目での支援に配慮し、障害のある人の生まれ育った地域での生活を支援する体制の整備を進めます。 〔主な事業〕○相談支援 ○発達支援センター |
| 家族支援の推進 | 障害のある人の家族に対し、障害の受容への支援に始まり、社会から孤立しないよう継続した支援を行うとともに、短期入所や日中一時支援など必要時にレスパイトができる環境を整えるよう更なる支援を進めていきます。 〔主な事業〕○相談支援 ○発達支援センター ○短期入所 ○日中一時支援 ○緊急一時保護 |
| 障害のある人の高齢化・重度化への対応 | 障害のある人の高齢化や重度化に対応し、支援のあり方を工夫していくとともに、適切なサービス利用につなげるためのケアマネジメントの推進に努めます。また、介護保険制度の利用との連携や、地域における支え合い活動の充実などを進めます。 |

●施策6 重度重複障害者（児）への支援の推進

重度重複障害者（児）や医療的なケアを必要とする人に対して、日中活動の場となる通所事業所や短期入所事業所等において、重度重複障害がある方の受け入れや必要な医療的ケアへの対応等ができるよう、障害福祉サービス事業者等への支援を図ります。また、重度重複障害のある方が地域で生活し続けられるよう、暮らしや住まいの環境整備についても検討を行います。

| 主要施策 | 内容 |
|-------------------|---|
| 重度重複障害者（児）への支援の推進 | <p>重度重複障害者（児）の受け入れ体制の整備や、必要な医療的ケアへの対応などについて、保健・医療分野等と福祉分野との連携体制の構築を検討・実施するとともに、各関係機関において、医療的ケアへの対応が可能な人材を育成するための研修等が進むよう、必要な支援を検討・実施します。</p> <p>〔主な事業〕○居宅介護 ○生活介護 ○短期入所 ○日中一時支援 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス</p> |

●施策7 高次脳機能障害者・難病患者への支援の推進

高次脳機能障害の多様な症状を踏まえ、発症・受傷から就労などの社会参加に至るまでの切れ目のない支援を提供するため、専門的知識を持った支援員による相談体制を整備し、日中活動の場を確保するなど、地域で支える体制の強化を図ります。

また、難病患者が地域で安心して生活できるよう、医療・保健・福祉の連携を推進するとともに、難病患者等が適切にサービスを受けられるよう、制度の周知を図ります。

| 主要施策 | 内容 |
|-------------------|---|
| 高次脳機能障害者支援員の配置 | <p>高次脳機能障害者支援員をマルシェいなぎに配置し、家族等への支援も含む相談・支援のネットワークへの入り口としての活動を促進します。</p> <p>〔主な事業〕○高次脳機能障害者支援促進</p> |
| 本人・家族のネットワーク作りの促進 | <p>高次脳機能障害者やその家族が集まり、日頃から感じていることを共有したり、情報交換などをする場づくりを促進します。</p> <p>〔主な事業〕○高次脳機能障害「みんなの集い」</p> |
| 日中活動の支援 | <p>医療・保健・福祉・教育など多機関が連携しながら、地域活動支援センターをはじめとする日中の活動の場づくりを支援し、活動の促進を図ります。</p> <p>〔主な事業〕○地域活動支援センター</p> |
| 難病患者への支援の推進 | 〔主な事業〕○難病医療費等助成制度 |

●施策8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

障害のある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの人々が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

そのため、情報アクセシビリティを向上していくとともに、障害者が様々な情報を円滑に取得し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、確実な情報提供方法の検討、意思疎通支援の充実を推進します。

| 主要施策 | 内容 |
|-------------|---|
| 情報バリアフリーの推進 | 視覚障害者用活字文書読み上げ装置等、コミュニケーション手段に関する福祉機器や道具について、情報の提供等を行います。 〔主な事業〕○日常生活用具（情報・意思疎通支援用具） |
| デジタルツールの活用 | デジタルツールを活用した情報アクセシビリティの向上を推進します。 |
| 意思疎通支援の充実 | 障害のある人の意思疎通を仲介するための意思疎通支援事業の実施・充実を図ります。 〔主な事業〕○手話通訳者・要約筆記者派遣 ○手話通訳者設置 ○手話奉仕員養成研修 |

基本目標 2 子どもの健やかな育ちに合わせた支援の充実

●施策 1 障害児支援体制の推進

乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の推進を図ります。

健診等において発達の遅れが心配される子どもについては、おやこ包括支援センターや子ども家庭支援センターと連携して、必要な支援を受けられるように図ります。

また、発達支援センター「レスポーいなぎ平尾」及び「レスポーいなぎ大丸」で、発達障害に関する相談に対応し、発達障害のある子どもの乳幼児期からライフステージに応じた相談支援を行っていく体制を推進するほか、「児童発達支援センター」としての機能を兼ね備えることで、地域の障害児支援体制の拠点とします。

| 主要施策 | 内容 |
|----------------|---|
| 障害等の早期発見・早期支援 | 障害や発達の課題について、早期発見・早期療育のため、相談支援や就学前相談を実施します。 〔主な事業〕○就学前相談 |
| 発達支援センターの活用・充実 | 発達支援センターでは、教育部門等との緊密な連携のもと、発達障害のある子どもやその家族についての専門的相談支援や、医療、保健等の関係機関との連絡調整などを行います。これにより、乳幼児期から就学期を経て、成人期等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。今後も、発達支援センターの効果的な活用を図るとともに、児童発達支援センターの機能を持つレスポーいなぎ大丸が、地域の児童発達支援の中核として支援体制の充実を図ります。 〔主な事業〕○発達支援センター |
| 発達支援講座の開催 | 発達支援センターでは、発達障害に関わるテーマをとりあげ、発達障害の特性、関わり方、日常生活や将来の進路等について、専門家や関連機関の職員を招き、発達支援講座を実施します。 〔主な事業〕○発達支援講座の開催 |
| 日常生活支援の充実 | 子どもの発達の状況を踏まえ、きめの細かい相談支援を図るとともに、障害児支援利用計画等を作成し、サービス利用を支援します。また、障害児通所支援事業などのサービス提供体制の確保に努め、障害のある子どもの発達を支援していきます。さらに、発達が気になる子どもや発達障害のある子どもがいる保護者を対象としたペアレント・トレーニングやペアレント・メンターの活用など、家族支援の施策について検討を進めます。 〔主な事業〕○障害児相談支援 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 |
| 各関係機関と連携した支援 | 地域自立支援協議会のこども部会等を活用し、保健、医療、保育、教育等の関係機関等と連携を図りながら、障害児支援の提供体制の整備について検討を進めます。 |
| 医療的ケア児への支援 | 医療的ケア児が、地域で包括的な支援を受けられるよう、サービス事業者に対して、医療的ケア児コーディネーター研修受講を促し、コーディネーターの配置に努めます。 |

●施策2 障害児保育・教育の推進

本市では、全認可保育所で、障害の程度が中・軽度で集団保育が可能な子どもを受け入れています。また、小・中学校や学童クラブでは、本人・保護者の意思を尊重し、ともに学ぶ機会を確保しています。

また、通常の学級に在籍する、特別な支援を必要とする発達障害等のある子どもに対して、一人ひとりの個性に応じた支援・指導を行う「特別支援教室（すまいるルーム）」をすべての小中学校に設置しています。

発達障害等で支援の必要な子どもたちが、必要な配慮を受けられるよう、療育、福祉、教育が連携し、一人ひとりの状態や特性に合ったきめ細やかな支援を充実します。

また、相談体制や保育所、学校、学童クラブでの受け入れ体制、放課後児童対策の充実を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細かな相談・指導に努めます。

| 主要施策 | 内容 |
|------------|---|
| 障害児保育の充実 | 保育所における障害児の受け入れを支援していくとともに、障害の種類・程度に応じて、治療や障害の軽減などのための適切な医療機関、訓練機関や児童発達支援等への紹介・連携を推進します。 〔主な事業〕○障害児保育 |
| 教育との連携 | 特別支援教育相談室と発達支援センターとの緊密な連携のもと、相談の方法と結果の活かし方を検討し、適切な支援を提供します。また、発達支援センターによる発達に偏りのある児童等の学校への訪問、担当教諭等との支援にかかわる相談、教育相談室との情報共有など、教育と福祉が連携した取り組みを推進します。 〔主な事業〕○就学相談 ○発達支援センター |
| 放課後児童対策の推進 | 障害児の放課後の居場所として、生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進を行いつつ、居場所としての役割も担う放課後等デイサービスの充実を図ります。 〔主な事業〕○放課後等デイサービス |

●施策3 インクルーシブ教育等の推進に向けた体制整備

障害のある幼児・児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられるよう、幼稚園・保育園、学校等と連携して、支援を実施していきます。

| 主要施策 | 内容 |
|-----------------|--|
| 関係機関との連携 | インクルーシブ教育等の推進に向けて、庁内の関係部局間との連携をはじめ、幼稚園・保育園、学校等との連携を行います。 |
| インクルーシブ教育等の活動支援 | インクルーシブ教育等の活動を行う団体等に対して支援に努めます。 |

基本目標3 だれもが活躍する地域づくり

●施策1 就労支援の推進

本市では、就労希望者の積極的な掘り起こしや意識改革、障害者雇用に取り組む企業等への支援の充実を図るため、障害者就労支援センターに「地域開拓促進コーディネーター」を配置しています。

今後も、障害者が各々の働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現をめざすため、障害者就労支援センターを中心に、ハローワーク、企業などと連携を図りながら、一般就労に向けた支援や福祉的就労の支援を行います。

| 主要施策 | 内容 |
|---------------------|---|
| 障害者就労支援センターの利用促進 | 就労支援センターの周知・広報活動に努め、障害のある人や家族等による利用を促進するとともに、企業・特別支援学校・通所事業所等および発達支援センターとの連携を深めながら、障害のある人の自立のための支援を促進します。 〔主な事業〕○障害者就労支援センター |
| 地域開拓促進コーディネーターの配置 | 障害者就労支援センターに地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労希望者の積極的な掘り起こしや意識改革、短時間労働の雇用に取り組む企業等の開拓・支援の充実を図ります。 〔主な事業〕○地域開拓促進コーディネーター |
| チャレンジ実習の充実 | 市役所内および市内協力企業において実施するチャレンジ実習について、実施体制と実習内容の充実を図り、障害のある人の自立に向けた支援を充実させます。 〔主な事業〕○チャレンジ実習 |
| 就労移行支援事業の推進 | 就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。 〔主な事業〕○就労移行支援 |
| 福祉的就労の推進 | 障害等の状況により、一般企業での就労が困難な障害のある人に対し、就労の場を提供するとともに、意欲や能力のある人を就労につなげていく訓練、実習等の支援をします。 〔主な事業〕○就労継続支援事業（A型、B型） |
| 障害者優先調達法に基づく優先調達の推進 | 障害者優先調達法に基づき、毎年度本市が行う物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの調達方針を作成し、その推進を図ります。 〔主な事業〕○障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成 |
| 障害者の雇用促進と多様な働き方の創出 | 障害のある人の作業適性に合わせた作業の提供、短時間就労など、企業の理解を促進し、障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方の創出を支援します。 |
| 重度障害者等の就労支援 | 就労を希望する重度障害者等が就労することができるよう、雇用施策と連携しながら、通勤や職場等における支援を提供します。 〔主な事業〕○重度障害者等就労支援特別事業 |

●施策2 本人活動の推進

マルシェいなぎ内のピアサポートセンターでは、障害のある人が自分自身で考え、当事者同士が力を合わせて課題解決に取り組むピア活動を行っています。

今後も、障害のある人の活動の場や機会の充実を図ります。

| 主要施策 | 内容 |
|----------------------|---|
| ピアサポートセンター・福祉センターの活用 | ピアサポートセンターにおけるピアカウンセリングなどのピア活動や、福祉センターにおける諸活動などを促進し、併せて活動をサポートする支援者の養成を図り、本人活動の場や機会の一層の充実と活用の促進を図ります。 |
| | 〔主な事業〕○ピアサポートセンター ○地域活動支援センター |

●施策3 団体活動の支援

障害者団体等は、当事者のニーズを的確に伝えてくれる貴重な存在であり、障害のある人の地域生活と社会参加を促進していくため、障害のある人に対して当事者団体の情報提供を行うとともに、当事者団体の自主的な活動を支援していきます。

| 主要施策 | 内容 |
|-----------|--|
| 当事者団体への支援 | 各種団体による活動の周知や団体間の連携への支援などを中心に障害当事者関連団体への支援を継続し、障害のある本人への情報提供を行います。 |
| | 〔主な事業〕○障害福祉のしおり ○障害者団体補助 |

●施策4 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害のある人の社会参加を促進し、生涯を通じて、学習や文化活動、スポーツ活動などの多様な活動に参加できるよう、障害の有無にかかわらず参加できる機会の確保、参加しやすい環境づくりを推進します。

| 主要施策 | 内容 |
|----------------|---|
| 文化・スポーツ等への参加促進 | 障害のある人の作品展や音楽会など、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。また、体力の増強、交流、さまざまな活動に資するとともに、スポーツ活動を普及するため、障害のある人を対象としたスポーツ大会等を開催します。 |
| | 〔主な事業〕○芸術・文化講座開催等事業 ○スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 |
| 障害者団体等への活動支援 | 障害者団体等が自主的に実施する事業等に対する支援を実施します。 |

基本目標4 互いを認め合う社会づくり

●施策1 差別の解消と障害者理解の促進

障害のある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障害者差別に関する相談への対応、障害者差別を解消するための取組などを促進していきます。

また、現在実施している市民や市内小中学校の児童・生徒への福祉教育や市職員研修を推進します。

| 主要施策 | 内容 |
|------------------|--|
| 障害を理由とする差別の解消の推進 | 「障害者差別解消法」に基づき、差別禁止や合理的配慮の提供に関する環境整備に取り組むとともに、市民や事業者への法の趣旨の周知・啓発を進めます。 |
| 市民の理解の促進 | 障害者週間等の機会を活用するなどして広報やホームページに定期的に記事を掲載するなど、障害そのものや障害のある人、障害者福祉に関する市民の理解の一層の促進を図ります。 〔主な事業〕○理解促進研修・啓発事業 ○障害者週間 ○広報、ホームページへの掲載 |
| 福祉教育の充実 | 社会福祉協議会等で実施している福祉教育の一層の推進を図ります。 〔主な事業〕○福祉教育 |
| 職員研修等の実施 | 市職員の障害および障害者への理解を促進するため、知識習得や各種体験などの市職員研修について、内容の充実を検討していきます。また、障害者差別解消の推進に関する職員対応要領に基づいて、合理的配慮の提供等について適切な対応を図ります。 〔主な事業〕○職員研修 ○職員対応要領の運用 |
| 地域住民との交流の推進 | 市民の障害に対する理解を深めるため、市内で行われる様々なイベント等を通じた地域住民との交流を推進します。 |

●施策2 権利擁護の推進と虐待の防止

障害のある人への虐待の防止なども含めた権利擁護体制の一層の推進を図るため、社会福祉協議会による稲城市福祉権利擁護センターや多摩南部成年後見センターと連携し、成年後見制度を含めた権利擁護の取り組みのさらなる推進を図ります。

また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の防止・解消についての取組を推進するとともに、障害者虐待の防止のため、障害者虐待防止法の広報・啓発を引き続き行い、虐待の防止に努めます。

さらに、障害のある人に、消費生活センターの活動の周知を進めるとともに、関係機関等と連携して、消費者被害の早期発見、未然防止につなげるための取り組みを進めます。

| 主要施策 | 内容 |
|-------------|--|
| 虐待防止対策の推進 | 関係機関との連携を強化し、虐待防止に関する相談機能の充実を図るとともに、障害者虐待防止センターにおいて、障害者および養護者等からの相談・通報・届出等に対して権利を擁護するための支援を行います。 〔主な事業〕○障害者虐待防止センター |
| 成年後見制度利用の支援 | 障害のある人が経済的な理由により成年後見制度の利用を妨げられないことがないように、成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人報酬などを助成します。 〔主な事業〕○多摩南部成年後見センター ○成年後見制度利用支援 |
| 本人意見の尊重 | 成年後見制度や障害福祉サービス等の利用の判断などに際して、まず障害のある人の意見をきちんと聴くことを心がけ、本人の自己決定を尊重し、意思決定支援への配慮に努めます。また、会議等において障害のある人の意見が反映されるよう配慮します。 |
| 消費者被害の防止 | 障害のある人が詐欺や悪質商法による被害にあわないよう、関係機関および団体と連携し、障害の特性に配慮した情報提供等に努めます。 |

●施策3 地域活動の促進

障害のある人への理解と交流を深め、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援を推進するため、社会福祉協議会、関係団体等とも連携して機会や場の提供を支援していきます。

また、地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族などに対し、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

さらに、お互いを認め合う社会づくりを推進していくために、地域における各種イベント等への参加促進を図ります。

| 主要施策 | 内容 |
|--------------|--|
| 地域活動への支援 | 障害のある人となない人や障害のある人同士がふれあい、語り合うことができる機会や場への支援を図るとともに、地域活動の場であるふれあいセンターの活用等を一層促進します。 〔主な事業〕○つながりパークいなぎ ○ふれあいセンター ○各種交流イベント |
| 障害者支援団体等への協力 | NPO法人、ボランティア団体、障害者も含む多様な主体による障害者のための取組を促進するため、活動に協力するとともに、必要な支援策等について検討を行います。 |

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

●施策1 災害対策等の推進

風水害や地震、火災などの災害発生時に、障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実を図ります。

また、障害のある人が災害などの緊急時に周囲に支援を求めやすくするためのヘルプカードや障害者災害時支援用バンダナの普及と利用促進を図ります。

| 主要施策 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 障害の特性に配慮した災害対策 | <p>障害のある人についての避難計画やマニュアルの作成、災害時の福祉避難所の指定や障害福祉サービスの提供など、障害や病気の特性に配慮した災害対策を、「稲城市地域防災計画」と連携を図りながら推進します。</p> <p>〔主な事業〕 ○障害福祉サービス事業所との協定締結 ○防災訓練 ○避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク</p> |
| ヘルプカード・障害者災害時支援用バンダナの普及促進 | <p>障害のある人が困ったときや緊急時に周囲の人に支援を求めするためのツールであるヘルプカードや障害者災害時支援用バンダナの普及と利用促進を図り、災害など緊急時への対策の充実を図ります。</p> <p>〔主な事業〕 ○ヘルプカードについての広報・啓発 ○障害者災害時支援用バンダナの普及</p> |

●施策2 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの整備を行うことによって、広く障害者への理解が深まるような施策を展開します。

また、障害のある人がサービス等を利用する際の移動手段の支援や給付・助成について周知を図り、必要な時にサービスを受ける事ができるよう支援します。

| 主要施策 | 内容 |
|------------|--|
| 福祉のまちづくり事業 | ユニバーサルデザインのまちづくりについて周知を行い、すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちの実現を目指します。 |
| 移動手段の整備 | <p>各種外出・移動支援施策関連給付・助成の充実を図るとともに、障害のある人や家族などへの周知に努めます。</p> <p>〔主な事業〕 ○自動車改造費の助成 ○自動車教習費の助成 ○通所訓練交通費の助成 ○ハンディキャブ事業 ○車いすの貸出 ○同行援護 ○移動支援</p> |

| | |
|-------------|---|
| 選挙における配慮の実施 | 障害のある人が円滑に投票出来るよう、投票所のバリアフリー化や、障害の特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。それとともに、判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等を促進します。また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の手続き等に関する情報の周知により、投票所での投票が困難な方の投票機会の確保に努めます。 |
|-------------|---|

●施策3 障害福祉を支える人材の育成・確保

質の高い支援をするためには、障害や疾病を理解するとともに、支援方法などの専門的な知識と経験が必要となります。将来的にもサービスの質・量を確保していくためには、専門的な人材が必要となることから、今後も障害福祉を支える人材の育成と確保に取り組んでいきます。

| 主要施策 | 内容 |
|---------|--|
| 資格取得の助成 | 専門性が求められる支援や複雑化する課題への対応力向上のため、専門的な人材を確保するため、資格取得に必要な費用等の助成を行います。 |
| | 〔主な事業〕○稲城市障害福祉サービスヘルパー事業等促進・育成補助 |

●施策4 障害のある人の家庭への支援

障害者とその家族のライフステージに即した相談支援とネットワークづくりを進めるとともに、介護を行う家族への相談支援などのサービスの充実を図っていきます。

| 主要施策 | 内容 |
|--------------|--|
| レスパイトの提供 | 障害のある人を介護している家族等に必要なレスパイトを提供できるよう、支援体制の充実を図ります。 |
| | 〔主な事業〕○短期入所 ○緊急一時保護 |
| 家庭全体への相談支援体制 | 障害のある人だけでなく、その家庭全体に必要な支援が提供されるよう、相談支援体制の充実を図ります。 |
| | 〔主な事業〕○重層的支援体制整備事業 |



第 5 章

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

1 第 7 期障害福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針では、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上を令和 8 年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和 4 年度末時点から令和 8 年度末までに 5 % 以上の削減することを定めています。ただし、第 6 期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

本市では地域移行の意向調査を実施し、以下の目標の達成を目指します。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|---------------------------|---------------|---------------------------------------|
| 令和 4 年度末時点の入所者数 (A) | 44 人 | 令和 5 年 3 月 31 日時点の数 |
| 第 7 期計画で求められる地域移行者数 (B) | 3 人 (6.0%) | 第 7 期計画の成果目標として求められる地域生活移行者数 |
| 第 6 期計画の地域生活移行者の未達成人数 (C) | 0 人 | 第 6 期計画における令和元年度末までの未達成人数 |
| 【目標値】 地域生活移行者数 (B + C) | 3 人 (%) | 令和 8 年度末までに地域生活に移行する人の目標数 |
| 新たな施設入所者 (D) | 2 人 | 令和 8 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み |
| 令和 8 年度末時点の入所者数 (E) | 43 人 | 令和 8 年度末の利用人員見込み (A - (B + C) + D) |
| 【目標値】 施設入所者削減見込み数 | 1 人 (%) | 差引減少見込数 (A - E) |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針を踏まえ、保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催等を活動指標として設定します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-------------------------------|-----|--|
| 保健、医療、及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場 | 年3回 | 事業所や当事者・家族、病院、行政等の関係機関により、地域包括ケアに必要な情報共有や課題の検討を行う。 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

令和6年度以降は地域生活支援拠点等の運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------|------|---------------------|
| 令和4年度末の拠点数 | 18か所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の拠点数 | 25か所 | 令和9年3月31日時点の目標 |
| 【目標値】 運用状況の検証及び検討回数 | 年1回 | 年間の運用状況の検証及び検討の目標回数 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

国の指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとしています。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とし、また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とすることを定めています。

以上を参考に、これまでの市内事業所の実績を踏まえて、以下のように成果目標を設定します（市内事業所）。

| 項目 | | 数値 | 考え方 |
|--------------|-------------------------|------|--|
| 就労継続支援事業（A型） | 令和3年度の年間一般就労者数 | 0人 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労した人の数 |
| | 【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数 | 0～1人 | 令和8年度において就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労する人の数 |
| 就労継続支援事業（B型） | 令和3年度の年間一般就労者数 | 7人 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労した人の数 |
| | 【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数 | 8人 | 令和8年度において就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労する人の数 |

② 就労定着支援事業の利用者数

国の指針では、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

本市では、市内事業所がないため、成果目標は設定しません。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとともに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを定めています。

| 項目 | 内容 |
|--|---------------------------------|
| 令和4年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 基幹相談支援センターを設置 |
| 【目標値】 令和8年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 | 障害者等地域自立支援協議会、関係連絡会等での取り組みの充実 |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、事業者への集団指導の中で障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析（請求時に返戻となる事例等）について共有し、適正な給付費の請求を促すことで、事業者が利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供できるような体制を引き続き構築します。

| 項目 | 内容 |
|--|--|
| 令和4年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 体制あり |
| 【目標値】 令和8年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 有 ※事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有する |

(7) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標

① 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|-----------------------------|-----|---------------|
| 令和4年度末の児童発達支援センター数 | 0か所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センター数 | 1か所 | 令和9年3月31日時点の数 |

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|----------------------|------|---------------|
| 令和4年度末の事業所数 | 3事業所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の事業所数 | 3事業所 | 令和9年3月31日時点の数 |

(8) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

国の指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|--|------|---------------|
| 令和4年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 1事業所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 2事業所 | 令和9年3月31日時点の数 |
| 令和4年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 0事業所 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 1事業所 | 令和9年3月31日時点の数 |

(9) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|--|-----|---------------|
| 令和4年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況 | なし | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況 | 設置 | 令和9年3月31日時点の数 |
| 令和4年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数 | 1人 | 令和5年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和8年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数 | 3人 | 令和9年3月31日時点の数 |

|| 2 障害福祉サービスの見込量

サービスの「見込み量」は、今後サービスが必要となる見込みの量を数値で表したものであり、いわゆる「目標値」とは異なるものです。

サービス見込量総括表（介護給付等）

| | | 単位 | 3年度 (実績) | 4年度 (実績) | 5年度 (見込) | 6年度 (見込) | 7年度 (見込) | 8年度 (見込) |
|-----------|-----------------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 訪問系サービス | 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 | 合計時間数 (時間分/月) | 2,518 | 2,804 | 2,425 | 2,478 | 2,504 | 2,531 |
| | | 利用人数(人) | 92 | 91 | 92 | 94 | 95 | 96 |
| | 同行援護 | 合計時間数 (時間分/月) | 80 | 81 | 97 | 105 | 105 | 105 |
| | | 利用人数(人) | 10 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 合計日数 (人日分/月) | 1,578 | 1,645 | 1,664 | 1,758 | 1,851 | 1,945 |
| | | 利用人数(人) | 90 | 88 | 89 | 94 | 99 | 104 |
| | 自立訓練 (機能訓練) | 合計日数 (人日分/月) | 22 | 0 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | | 利用人数(人) | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 自立訓練 (生活訓練) | 合計日数 (人日分/月) | 33 | 47 | 30 | 37 | 37 | 37 |
| | | 利用人数(人) | 4 | 4 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| | 宿泊型自立訓練 | 合計日数 (人日分/月) | 9 | 0 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | | 利用人数(人) | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 就労移行支援 | 合計日数 (人日分/月) | 247 | 313 | 292 | 320 | 329 | 338 |
| | | 利用人数(人) | 28 | 35 | 35 | 36 | 37 | 38 |
| | 就労継続支援 (A型) | 合計日数 (人日分/月) | 316 | 304 | 389 | 407 | 425 | 443 |
| | | 利用人数(人) | 20 | 17 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| | 就労継続支援 (B型) | 合計日数 (人日分/月) | 3,821 | 3,442 | 3,981 | 4,275 | 4,594 | 4,937 |
| | | 利用人数(人) | 300 | 303 | 325 | 349 | 375 | 403 |
| | 就労定着支援 | 利用人数(人) | 12 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| | 療養介護 | 利用人数(人) | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 短期入所(福祉型) | 合計日数 (人日分/月) | 94 | 90 | 117 | 120 | 123 | 126 |
| | | 利用人数(人) | 27 | 32 | 42 | 43 | 44 | 45 |
| | 短期入所(医療型) | 合計日数 (人日分/月) | 23 | 19 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| | | 利用人数(人) | 11 | 10 | 16 | 16 | 16 | 16 |

| | | 単位 | 3年度 (実績) | 4年度 (実績) | 5年度 (見込) | 6年度 (見込) | 7年度 (見込) | 8年度 (見込) |
|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| サービス 居住系 | 共同生活援助 | 利用人数(人) | 57 | 62 | 72 | 77 | 82 | 87 |
| | 施設入所支援 | 利用人数(人) | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 43 |
| | 自立生活援助 | 利用人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支援 相談 | 計画相談支援 | 合計人数 (人分/月) | 93 | 96 | 105 | 114 | 124 | 136 |
| | 地域移行支援 | 合計人数 (人分/月) | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 地域定着支援 | 合計人数 (人分/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 児童 サービス | 児童発達支援 | 合計日数 (人日分/月) | 701 | 669 | 763 | 819 | 878 | 944 |
| | | 利用人数(人) | 190 | 204 | 219 | 235 | 252 | 271 |
| | 医療型児童発達支援 | 合計日数 (人日分/月) | 10 | 13 | 20 | 25 | 35 | 44 |
| | | 利用人数(人) | 3 | 3 | 4 | 5 | 7 | 7 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 合計日数 (人日分/月) | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 利用人数(人) | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 放課後等デイサービス | 合計日数 (人日分/月) | 1,836 | 1,809 | 1,996 | 2,113 | 2,246 | 2,380 |
| | | 利用人数(人) | 212 | 225 | 239 | 253 | 269 | 285 |
| | 保育所等訪問支援 | 合計日数 (人日分/月) | 15 | 10 | 13 | 19 | 19 | 22 |
| | | 利用人数(人) | 49 | 36 | 49 | 54 | 60 | 64 |
| | 障害児相談支援 | 利用人数(人) | 56 | 50 | 70 | 77 | 85 | 93 |

サービス見込量総括表（地域生活支援事業）

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| (1)理解促進研修・啓発事業 | 有 | 有 | 有 |
| (2)自発的活動支援事業 | 有 | 有 | 有 |
| (3)相談支援事業 | | | |
| ①相談支援事業 | | | |
| ア 障害者相談支援事業 | 2 | 2 | 2 |
| イ 基幹相談支援センター | 有 | 有 | 有 |
| ②市町村相談支援機能強化事業 | 有 | 有 | 有 |
| (4)成年後見制度 | | | |
| 利用支援事業 実利用見込者数 | 1人/月 | 1人/月 | 1人/月 |
| 法人後見支援事業 実施見込 | 無 | 無 | 無 |
| (5)意思疎通支援事業 | | | |
| ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 30 | 30 | 30 |
| ②手話通訳者設置事業 実施見込 | 有 | 有 | 有 |
| (6)日常生活用具給付等事業 | | | |
| ①介護・訓練支援用具 (特殊寝台等) | 5 | 5 | 5 |
| ②自立生活支援用具 (屋内信号装置等) | 6 | 7 | 8 |
| ③在宅療養等支援用具 (吸引・吸入器等) | 8 | 8 | 8 |
| ④情報・意思疎通支援用具 (スピーチ等) | 8 | 8 | 8 |
| ⑤排泄管理支援用具 (ストマ用具) | 1,810 | 1,855 | 1,902 |
| ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 1 | 1 | 1 |
| (7)手話奉仕員養成研修事業 受講見込者数 | 32 | 32 | 32 |
| (8)移動支援事業 | | | |
| 実利用見込者数 | 70 | 74 | 77 |
| 延べ利用見込時間数 | 6,641 | 7,020 | 7,304 |
| (9)地域活動支援センター | | | |
| 実施見込箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 延べ利用見込者数 | 889 | 889 | 889 |

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| (10)その他事業 | | | |
| ①日中一時支援事業 実利用見込者数 | 57 | 62 | 67 |
| ②訪問入浴サービス事業 実利用見込者数 | 8 | 9 | 9 |
| ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 実施見込 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ④芸術・文化講座開催等事業 実施見込 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ⑤自動車教習費助成事業 実利用見込者数 | 2 | 2 | 2 |
| ⑥自動車改造費助成事業 実利用見込者数 | 1 | 1 | 1 |

(1) 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
- ・ 重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護や、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス
- ・ 行動援護：知的障害や精神障害により行動が著しく困難で常に介護が必要な人に対して、行動するときに危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行うサービス
- ・ 重度障害者等包括支援：常に介護が必要で、その程度が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービス

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴うサービス利用者の伸びを見込んでいます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（時間分/月） | 2,478 | 2,504 | 2,531 |
| 利用人数（人） | 94 | 95 | 96 |

②同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある人に、移動時及びそれに伴う外出先で、必要な視覚情報の提供や移動介護、排せつ・食事等の介護などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、当事者の高齢化等により大きく伸びていなかった対象者が新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う利用者の伸び(戻り)を見込んでいます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（時間分/月） | 105 | 105 | 105 |
| 利用人数（人） | 13 | 13 | 13 |

【サービス量の確保のための方策】

| サービス | サービス量の確保のための方策 |
|--|---|
| 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護 | サービスに従事する介護者が、必要な資格をとるための講習受講等に要する費用を補助します。 |

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護が必要な人に、施設において入浴・排せつ・食事の介護や創作活動の機会の提供などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

利用人数については、特別支援学校等の卒業生の受け入れ等により、各年5名ずつの増加としました。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 1,758 | 1,851 | 1,945 |
| 利用人数（人） | 94 | 99 | 104 |
| 市内定員（人） | 120 | 120 | 140 |

②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて身体機能向上のために必要な訓練などを行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、令和3年度に増加した利用者を継続して見込んでいます。市内及び近隣に利用できる施設が少ないため、見込量に大きな増減はありません。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 22 | 22 | 22 |
| 利用人数（人） | 2 | 2 | 2 |
| 市内定員（人） | 0 | 0 | 0 |

③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて生活能力向上のために必要な訓練などを行う事業です。

【見込み量と考え方】

有期サービスであり、利用者の入れ替わりがあるため、令和2年度までの実績に基づき毎年度同数でサービス量を見込んでいます。市内に利用できる施設がありませんが、高次脳機能障害やアルコール依存症など、一定の障害に特化した事業所の利用希望があります。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 37 | 37 | 37 |
| 利用人数（人） | 5 | 5 | 5 |
| 市内定員（人） | 0 | 0 | 0 |

④宿泊型自立訓練

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて生活能力向上のために必要な訓練などを行う宿泊も含めた事業です。

【見込み量と考え方】

有期サービスのため利用者の入れ替わりがあり、見込量に増減はありません。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 30 | 30 | 30 |
| 利用人数（人） | 2 | 2 | 2 |
| 市内定員（人） | 0 | 0 | 0 |

⑤就労移行支援

一般企業で働きたい障害者に、就労に必要な知識及び技術の習得等の支援を行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。新規就労のためにサービスを利用するだけでなく、一般就労から退職後の再就職でサービスを利用するなどの利用希望もあります。市内事業所はありませんが、市外には精神障害者等を対象とした事業所が多くあります。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に大きく減少しましたが、令和5年度の5類移行に伴い令和6年度以降は伸び(戻り)を見込んでいます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数(人日分/月) | 320 | 329 | 338 |
| 利用人数(人) | 36 | 37 | 38 |
| 市内定員(人) | 0 | 0 | 0 |

⑥就労継続支援(A型)

一般就労が困難な障害者に、雇用契約を結んだうえで福祉的な就労の場を提供する事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。新型コロナウイルス感染症で令和3年度以降減少しましたが、令和2年度の戻りを見込んでいます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数(人日分/月) | 407 | 425 | 443 |
| 利用人数(人) | 22 | 23 | 24 |
| 市内定員(人) | 40 | 40 | 40 |

⑦就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な障害者に、福祉的な就労の場を提供する事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績をもとに、新規利用や就労移行支援からの移行などにより増加傾向で利用者を見込んでいます。令和4年度に市内事業所の定員の増員、令和5年度に新規に1か所開設しました。利用人数と市内定員に差がありますが、市外希望者も多くいるため、市内定員は令和5年度と同じで見込んでいます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 4,275 | 4,594 | 4,937 |
| 利用人数（人） | 349 | 375 | 403 |
| 市内定員（人） | 220 | 220 | 220 |

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対して、就業に伴う生活面等の課題に対応できるよう、企業や関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。市内にはサービス提供事業者がありませんが、就労移行支援事業の利用者が増加に伴い、増加を見込んでいます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用人数（人） | 14 | 15 | 16 |
| 市内定員（人） | 0 | 0 | 0 |

⑨療養介護

医療と常時の介護が必要な障害者に対して、医療機関等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話などを行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。利用できる施設が限られており、現状維持としています。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用人数（人） | 11 | 11 | 11 |
| 市内定員（人） | 0 | 0 | 0 |

⑩短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間だけ施設に入所し、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。土日に利用が集中することや、重度重複の障害者が利用できる施設が限られているため、利用希望はあるものの、利用実績がそれほど伸びていない状況となっています。

| 単位 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|
| 福祉型 | 合計日数（人日分/月） | 120 | 123 | 126 |
| | 利用人数（人） | 43 | 44 | 45 |
| 医療型 | 合計日数（人日分/月） | 34 | 34 | 34 |
| | 利用人数（人） | 16 | 16 | 16 |

【サービス量の確保のための方策】

| サービス | サービス量の確保のための方策 |
|---|--|
| 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援 療養介護 短期入所 | 生活介護、就労継続支援B型をはじめとして、日中活動系サービスの必要性は高いため、新規開設をきぼうする事業者に対しては、情報提供や利用者対応について、支援を行います。 |

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

地域で家庭的な雰囲気のもと障害のある人が共同生活を営み、その住宅において相談や日常生活上の援助を行う事業です。障害支援区分が重い場合は、入浴や排せつ、食事の介護なども行います。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。入所施設からの地域移行や、宿泊型自立訓練からの移行などの需要が高いことに加え、「親亡き後」を見据えて子どもの入所を希望する保護者も、年齢に関わらず増えています。また、重度障害者が利用できるグループホームのニーズもあります。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用人数（人） | 77 | 82 | 87 |
| 市内定員（人） | 77 | 87 | 87 |

②施設入所支援

施設入所者へ生活の場として、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。新規の入所者が見込まれますが、現在の入所者の地域移行も進めていくため、現状維持としています。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用人数（人） | 44 | 44 | 43 |
| 市内定員（人） | 50 | 50 | 50 |

③自立生活援助

施設入所者及びグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、定期的に居宅を訪問し、生活面や健康面等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

市内に利用できる事業所がありません。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 利用人数（人） | 0 | 0 | 0 |
| 市内定員（人） | 0 | 0 | 0 |

【サービス量の確保のための方策】

| サービス | サービス量の確保のための方策 |
|----------------------------|--|
| 共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助 | 既存事業者に対して、サービス量の確保やサービス内容の拡充を図るよう働きかけます。新規開設を検討する事業者に対しては、事業参入しやすいよう積極的な情報提供を行います。また、地域のなかで障害のある方が暮らすことへの市民の理解が深まるよう周知・啓発等に努めます。 |

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する場合に、個別支援計画やそのケアマネジメント、モニタリングによりサービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、サービス利用を見込んでいます。また、アンケート回答のなかで、今後増やしたいサービスで多くの利用希望があり、見込量にも反映しています。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 合計人数（人分/月） | 114 | 124 | 136 |

②地域移行支援・地域定着支援

・地域移行支援

施設入所や精神科病院等に入院している障害者に対し、退院、退所後に地域で生活できるよう相談等の支援を行うサービスです。

・地域定着支援

地域において生活する障害者のうち、単身生活または、家族等による緊急時の支援が見込まれない状況にある障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

地域移行支援については、精神科病院からの退院予定者として各年度1人を見込んでいます。地域定着支援については、24時間連絡が取れる体制を確保することが難しいため、現在市内に事業所がありません。

| 単位 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 地域移行支援 | 合計人数 （人分/月） | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 合計人数 （人分/月） | 1 | 1 | 1 |

【サービス量の確保のための方策】

| サービス | サービス量の確保のための方策 |
|----------------------------|---|
| 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 | <p>サービス等利用計画等に関する連絡・調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談事業所連絡会等の活用により各機関の連携や人材育成を図り、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、障害福祉サービスの事業者だけでなく、介護保険事業者等に対しても情報提供や新規参入を働きかけ、相談支援の担い手の確保に努めます。</p> |

3 障害児通所サービスの見込量

(1) 児童サービス

①児童発達支援

個別や集団での療育を行う必要がある就学前の障害児に、日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。保護者のニーズが高いため、毎年増を見込んでいます。近隣市の利用もあり、就学で入れ替わるため、市内見込み量に増減はありません。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 819 | 878 | 944 |
| 利用人数（人） | 235 | 252 | 271 |
| 市内定員（人） | 55 | 55 | 55 |

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障害児に、児童発達支援のサービスと治療を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

市内事業所が令和5年6月に開設しました。近隣市の利用者もいるため、見込量に増減はありません。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 25 | 35 | 44 |
| 利用人数（人） | 5 | 7 | 7 |
| 市内定員（人） | 5 | 5 | 5 |

③居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、児童発達支援を行うサービスです。

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。

【見込み量と考え方】

市内事業所はありませんが、医療型児童発達支援と同様に重度の身体障害児にとって重要な支援を担っています。一定数の利用を見込みます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 1 | 1 | 1 |
| 利用人数（人） | 1 | 1 | 1 |
| 市内定員（人） | 0 | 0 | 0 |

④放課後等デイサービス

学校に就学しており授業終了後や休業日に支援が必要な障害児に、生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

市内事業所の新規開設が続き、市内定員が増えました。活動内容が療育を主とした事業所と預かりを主とした事業所があり、どちらのタイプも保護者のニーズが高い状況です。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 2,113 | 2,246 | 2,380 |
| 利用人数（人） | 253 | 269 | 285 |
| 市内定員（人） | 89 | 89 | 89 |

⑤保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等で集団生活を営む障害児に対し、その保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【見込み量と考え方】

保育所・幼稚園・学校等へ訪問し、連携強化の取り組みを行っています。令和5年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 合計時間数（人日分/月） | 19 | 19 | 22 |
| 利用人数（人） | 54 | 60 | 64 |

⑥障害児相談支援

障害児通所サービスを利用する場合に、個別支援計画やそのケアマネジメント、モニタリングによりサービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、サービス利用を見込んでいます。また、アンケート回答のなかで、今後増やしたいサービスで多くの利用希望があり、見込量にも反映しています。

| 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 合計人数（人/月） | 77 | 85 | 93 |

【サービス量の確保のための方策】

| サービス | サービス量の確保のための方策 |
|---|---|
| 児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児相談支援 | 児童の成長に即した、適切なサービスが受けられるよう、保健医療・子ども関係機関と連携をとり、必要なサービスについて、事業者へ情報提供を行います。 |

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民の方向けに、障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【見込み量と考え方】

相談支援事業所等と連携して講座や講演会を開催するなど、地域住民の方への普及啓発活動を進めていきます。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 実施見込 | 有 | 有 | 有 |

(2) 自発的活動支援事業

障害者本人やその家族、地域住民の方による自発的な取組みを支援します。

【見込み量と考え方】

相談支援事業所で実施しているピアサポート事業を継続するなど、当事者等の活動を支援していきます。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 実施見込 | 有 | 有 | 有 |

(3) 相談支援事業

障害のある人が地域で安心して自立生活を送れるよう、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービスに結び付けるよう支援します。

【見込み量と考え方】

障害者相談支援事業は、引き続き2箇所体制で実施します。計画相談支援の導入によりサービス調整等の支援が事業として確立されたため、より一層の一般相談支援の充実を図ります。また、市町村相談支援機能強化事業についても、引き続き市に専門職員を配置し、実施していきます。

基幹相談支援センターは、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化といった広範な業務を行います。当面、委託による設置はしませんが、今後も市が主体となってその役割を担っていきます。

| 実施見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| ①相談支援事業 | | | |
| ア 障害者相談支援事業（設置数） | 2 | 2 | 2 |
| イ 基幹相談支援センター 実施見込 | 有 | 有 | 有 |
| ②市町村相談支援機能強化事業 実施見込 | 有 | 有 | 有 |

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人が経済的な理由により成年後見制度の利用を妨げられないよう、成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人報酬などを助成します。また、成年後見等業務を実施できる法人を確保できる体制を整備します。

【見込み量と考え方】

低所得者を対象に事業を実施していますが、権利擁護センターや多摩南部成年後見センターと連携して支援を進めていきます。

法人後見については、既に多摩南部成年後見センターを整備しており、必要な支援を行っています。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 利用支援事業 実利用見込者数 | 1人/月 | 1人/月 | 1人/月 |
| 法人後見支援事業 実施見込 | 無 | 無 | 無 |

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行います。

【見込み量と考え方】

手話奉仕員養成研修事業（後述）を修了した手話奉仕員が事業の担い手になっています。引き続き安定的に派遣が行えるよう、研修事業を継続します。

手話通訳者設置事業は、平成29年度より手話対応が可能な職員を配置して窓口での対応を行っています。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 派遣回数 | 30回 | 30回 | 30回 |
| ②手話通訳者設置事業 実施見込 | 有 | 有 | 有 |

(6) 日常生活用具給付等事業

主に身体障害者の日常生活の課題を解決する福祉用具のうち、身体機能の補完となる補装具を除いたものについて、日常生活用具として指定し、その給付を行います。

【見込み量と考え方】

年度毎の変化が大きく、各個別の予測が難しい項目となります。

令和2年度からの給付実績に基づき、推計しています。

| 給付等見込件数 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------|----------|----------|----------|
| ①介護・訓練支援用具（特殊寝台等） | 5件/年 | 5件/年 | 5件/年 |
| ②自立生活支援用具 （屋内信号装置等） | 6件/年 | 7件/年 | 8件/年 |
| ③在宅療養等支援用具 （吸引・吸入器等） | 8件/年 | 8件/年 | 8件/年 |
| ④情報・意思疎通支援用具 （スピーチオ等） | 8件/年 | 8件/年 | 8件/年 |
| ⑤排泄管理支援用具 （ストマ用具） | 1,810件/年 | 1,855件/年 | 1,902件/年 |
| ⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費） | 1件/年 | 1件/年 | 1件/年 |

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成していくことを目指します。

【見込み量と考え方】

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成のため、手話講習会を行います。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 受講見込者数 | 32人 | 32人 | 32人 |

(8) 移動支援事業

外出が困難な知的障害者や精神障害者に同行し、その社会参加の機会を提供するガイドヘルパーを支給します。

【見込み量と考え方】

特別支援学校等の卒業生などを中心に利用意向が高く、令和2年度からの実績に基づき、推計しています。利用登録のみで実績がない方もいますが、市内外問わず指定事業所も増加している状況のため、必要なサービスを提供できる見込です。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 実利用見込者数 | 70人 | 74人 | 77人 |
| 延べ利用見込時間数 | 6,641回 | 7,020回 | 7,304回 |

(9) 地域活動支援センター

障害のある人の日常生活の相談、地域交流の支援を行います。様々なプログラムを実施して活動の機会を提供し、あわせて社会交流の促進を図ります。

【見込み量と考え方】

現在、作業所などに通うことが困難な障害者などに対して、居場所やプログラムを提供している地域活動支援センターを継続するとともに、併設する障害者相談支援事業と連携した支援を行います。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 実施見込箇所数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 延べ利用見込者数 | 889人 | 889人 | 889人 |

(10) その他事業

- ①日中一時支援事業：障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。
- ②訪問入浴サービス事業：居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
- ③スポーツ・レクリエーション教室等開催事業：障害のある人の体力の増強、交流、様々な活動に資するとともに、障害のある人のスポーツ活動を普及するため、各種のスポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。
- ④芸術・文化講座開催等事業：障害のある人の作品展や音楽会など、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害のある人の創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。
- ⑤自動車教習費助成事業：障害者が自ら移動することが可能になるように、自動車教習費にかかる費用の一部を助成します。
- ⑥自動車改造費助成事業：障害者が自ら移動するために必要な自動車改造について、その費用の一部を助成します。

※地域生活支援事業については、介護給付・訓練等給付・障害児通所給付などの障害福祉サービスとは異なり、すべて予算の範囲内で実施することになります。

【見込み量と考え方】

- ①日中一時支援事業：継続して利用希望のあるサービスのため、自然増を見込んでいます。サービスの提供時間が類似している放課後等デイサービスと合わせて、確保に努めます。
- ②訪問入浴サービス事業：現在2事業者に委託し、実施しています。
- ③スポーツ・レクリエーション教室等開催事業：新型コロナウイルス感染症に伴い、令和2年度以降、中止しておりましたが、5類移行に伴って「実施」としています。
- ④芸術・文化講座開催等事業：新型コロナウイルス感染症に伴い、令和2年度に「無」となりましたが、障害のある人の発表の場を設けるとともに、障害のある人の創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。
- ⑤自動車教習費助成事業：近年の利用の実績に基づき利用量を見込みましたが、申請に基づき助成していきます。
- ⑥自動車改造費助成事業：近年の利用の実績に基づき利用量を見込みましたが、申請に基づき助成していきます。

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------|---------|-------|-------|-------|
| ①日中一時支援事業 | 実利用見込者数 | 57人 | 62人 | 67人 |
| ②訪問入浴サービス事業 | 実利用見込者数 | 8人 | 9人 | 9人 |
| ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 実施見込 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ④芸術・文化講座開催等事業 | 実施見込 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ⑤自動車教習費助成事業 | 実利用見込者数 | 2人 | 2人 | 2人 |
| ⑥自動車改造費助成事業 | 実利用見込者数 | 1人 | 1人 | 1人 |



計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、稲城市が主体となり、国、都等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

(1) 関係機関、市民等との連携及び計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体、市民、サービス事業所などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行い、障害者の支援に関わる様々な施策の計画的かつ総合的な推進に取り組むものとします。

また、障害者に関する施策の将来的な方向を定めた長期計画であり、関係者が協力・連携して取り組むことが重要なことから、この計画の内容についての周知を積極的に図ります。

(2) 自立支援協議会

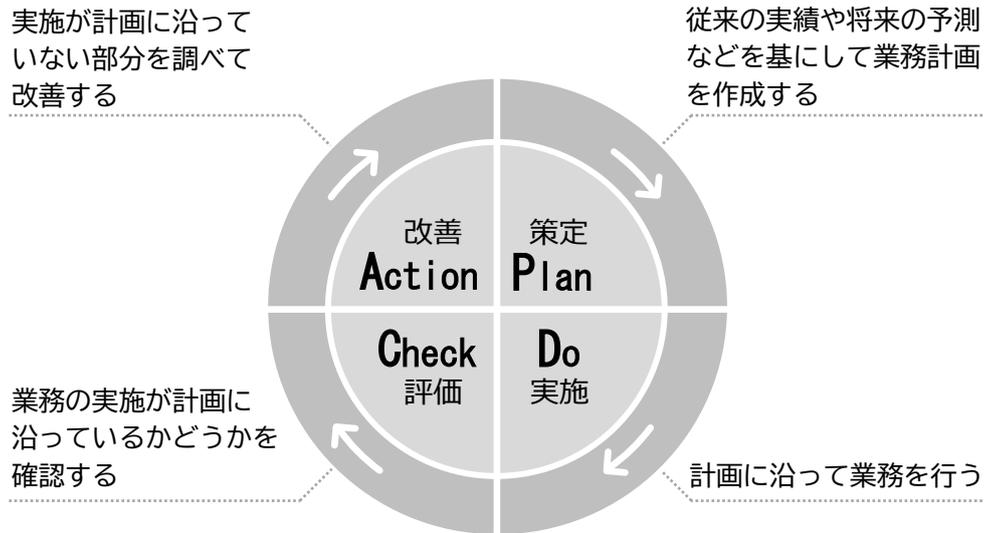
障害者の地域生活における諸課題に対する支援体制等を協議する稲城市自立支援協議会において、障害者に対する適切なサービスの提供、充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、主に障害福祉サービス等について、目標達成に向けた課題検討、施策提案を行うなど、計画の推進を図ります。

(3) 庁内の計画推進体制

本計画に基づく取り組みは、福祉分野のみならず、保健、医療、生活環境、教育、労働、人権尊重等多岐にわたっており、関連施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、福祉部が中心となり、庁内関係部局間の連携を図ります。また、計画の推進上、国、都との連携が必要な場合は、その事業内容に応じて関係部局が窓口となり、その調整・要請等の対応をいたします。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理を目的として、行政における障害福祉施策の実施状況を把握します。また、取組や事業の進捗を踏まえ、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善）による評価を行い、取組の処置・改善を図ります。



資料編

1 稲城市地域自立支援協議会

(1) 開催状況

| 年度 | 回 | 日時 | 議題 |
|----|-----|---------------------|---|
| 3 | 第1回 | 令和3年8月30日 (書面開催) | ①部会からの報告について ②地域生活支援拠点等の整備について ③重度心身障害・医療的ケア児通所事業促進事業について |
| | 第2回 | 令和3年10月18日 | ①部会からの報告について ②地域生活支援拠点について |
| | 第3回 | 令和4年1月17日 | ①部会からの報告について ②地域生活支援拠点について ③稲城市障害者地域自立支援協議会傍聴基準について |
| 4 | 第1回 | 令和4年7月25日 | ①部会からの報告について ②自立支援協議会の部会の在り方について ③稲城市地域生活支援拠点等の整備状況について |
| | 第2回 | 令和4年10月17日 | ①部会からの報告について ②自立支援協議会の部会の在り方について ②障害関連計画の策定にかかるアンケートについて |
| | 第3回 | 令和5年1月16日 | ①部会からの報告について ①障害関連計画策定にかかるアンケート案 |
| 5 | 第1回 | 令和5年7月10日 | ①部会からの報告について ②第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について |
| | 第2回 | 令和5年9月11日 | ①部会からの報告について ②第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について |
| | 第3回 | 令和5年11月13日 | ①部会からの報告について ②第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について |
| | 第4回 | 令和6年2月19日 | |
| | 第5回 | 令和6年3月18日 | |

(2) 令和5年度稲城市地域自立支援協議会名簿

| 選出区分 | | 団体名 | 役職 | 氏名 |
|------|-------------|--------------|-----|--------|
| 1 | 学識経験者 | 大妻女子大学 | 会長 | 藏野 ともみ |
| 2 | 教育・雇用関係者 | 社会福祉法人 正夢の会 | 副会長 | 青野 修平 |
| 3 | 相談支援事業者 | 稲城市社会福祉協議会 | | 鈴木 英之 |
| 4 | 福祉サービス事業者 | NPO 法人わくわく | | 石川 哲 |
| 5 | 福祉サービス事業者 | 社会福祉法人 正夢の会 | | 村上 愛美 |
| 6 | 保健・医療関係者 | 東京都南多摩保健所 | | 菊池 晴美 |
| 7 | 保健・医療関係者 | 島田療育センター | | 津野 由記子 |
| 8 | 教育・雇用関係者 | 都立多摩桜の丘学園 | | 櫻井 真紀子 |
| 9 | 障害当事者団体 | 安心安全連絡会 | | 川本 安岐夫 |
| 10 | 障害当事者団体 | 稲城市身体障害者福祉協会 | | 進藤 直人 |
| 11 | 障害当事者団体 | 稲城市精神障害者家族会 | | 高野 玲子 |
| 12 | その他市長が認めるもの | 民生児童委員 | | 狩野 和枝 |

※敬称略、選出区分・氏名五十音順

(3) 稲城市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、稲城市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の作成・進行管理に関すること。
- (5) その他、障害者の自立に向け必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 障害当事者団体
- (6) 地域ケアに関する学識経験者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 本会議の下に、専門部会を置くことができる。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援部会
- (2) 精神保健福祉部会
- (3) 子ども部会

3 各専門部会の構成員は、それぞれ以下のとおり対応する連絡会の構成員とする。

- (1) 稲城市障害者相談支援事業者連絡会
- (2) 稲城市精神保健福祉連絡会
- (3) 稲城市障害福祉子ども事業者連絡会

4 専門部会は、各連絡会内で協議した検討課題や取り組み等について協議会に報告するほか、必要に応じて協議会が指定する事項等について調査検討し、その結果を協議会に報告する。

5 前4項に定めるもののほか、専門部会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に会長が協議会に諮って定める。

稲 城 市 障 害 福 祉 プ ラ ン

第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期稲城市障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 稲城市 福祉部 障害福祉課
(稲城市役所2階 ③番窓口)

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111

F A X 042-378-5677

メール shou-fuku@city.inagi.lg.jp
